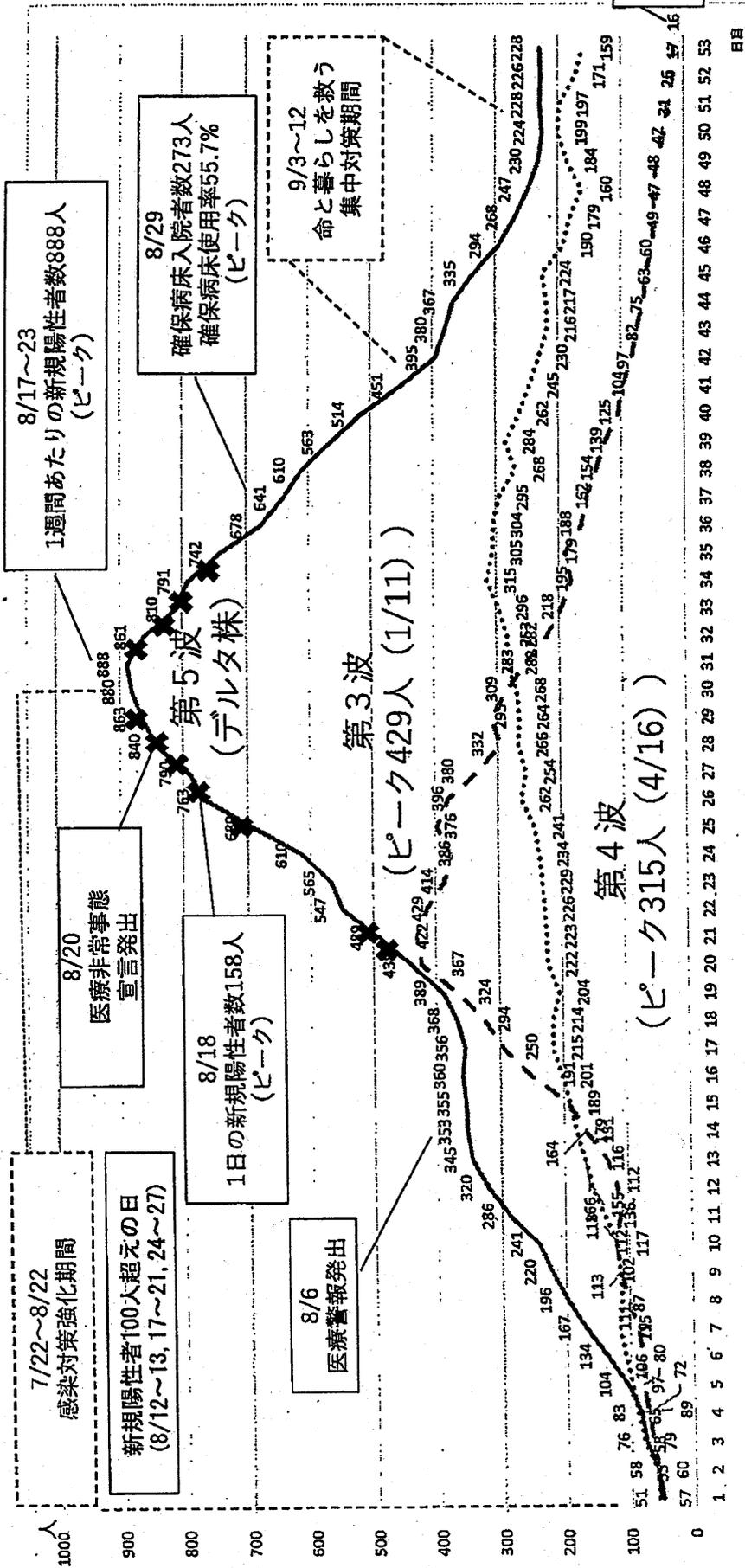


長野県内における第3波、第4波及び第5波の1週間当たり新規陽性者数の推移の比較



新型コロナウイルス感染症 各都道府県感染状況モニタリング表

人数は令和3年 9月15日9時時点 (前日までを累計)

都道府県名	人口	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	直近1週間の新規陽性者数		直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数	各都道府県の措置等の状況 (各都道府県のHPより抜粋)
									(前日比)	(前週比)		
北海道	5,228,885	180	144	117	156	116	55	91	859	-46	-759	16.42 緊急事態措置(8/27~9/30) ・北海道への移動は極力避ける。避けられない場合は対策の徹底、出発前に検査を受ける。 ・札幌市への不要不急の往來を控える。 ・緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置実施地域への不要不急の往來を控える。 ・飲食店等の営業時間短縮要請
青森県	1,238,730	72	74	44	44	46	23	49	352	-11	-154	28.41 緊急事態措置(8/27~9/30) まん延防止等重点措置(9/13~9/30) 仙台市内の接待を伴う飲食店等及び酒類の提供を伴う飲食店等の営業要請
岩手県	1,211,206	22	28	21	24	23	8	11	137	-11	-130	11.31 緊急事態措置(8/27~9/30) まん延防止等重点措置(9/13~9/30) 仙台市内の接待を伴う飲食店等及び酒類の提供を伴う飲食店等の営業要請
宮城県	2,303,487	80	70	46	77	33	34	62	402	-11	-285	17.45 緊急事態措置(8/27~9/30) まん延防止等重点措置(9/13~9/30) 仙台市内の接待を伴う飲食店等及び酒類の提供を伴う飲食店等の営業要請
秋田県	960,113	16	17	6	12	17	6	11	85	+1	+3	8.85 緊急事態措置(8/27~9/30) まん延防止等重点措置(9/13~9/30) 仙台市内の接待を伴う飲食店等及び酒類の提供を伴う飲食店等の営業要請
山形県	1,068,696	14	25	18	16	18	5	15	111	-9	-40	10.38 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象地域との不要不急の往來を控える まん延防止等重点措置(8/8~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/4~8/15) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
福島県	1,834,198	37	44	43	36	26	28	16	230	-15	-114	12.53 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象地域との不要不急の往來を控える まん延防止等重点措置(8/8~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/4~8/15) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
茨城県	2,868,554	206	183	163	140	135	114	78	1,019	-47	-484	35.52 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/8~8/19) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
栃木県	1,934,016	110	104	96	89	55	44	83	581	-13	-217	30.04 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/8~8/19) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
群馬県	1,940,333	117	72	75	56	47	23	51	441	-37	-380	22.72 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/8~8/19) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
埼玉県	7,346,836	779	687	556	780	504	251	506	4,073	-141	-2,159	55.43 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/8~8/19) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
千葉県	6,287,034	610	591	461	429	398	294	341	3,124	-307	-3,908	49.88 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/8~8/19) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
東京都	14,064,696	1,834	1,675	1,242	1,273	1,067	611	1,004	8,706	-625	-6,912	61.89 緊急事態措置(7/12~9/30) ・不要不急の外出自粛、特に20時以降の遅延した不要不急の外出自粛を要請 ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控える ・飲食店などに対し、営業時間短縮を要請
神奈川県	9,240,411	1,099	804	829	862	669	529	485	5,277	-253	-4,835	57.10 緊急事態措置(8/20~9/30) ・生活に必要な場合を除く外出自粛の要請 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
新潟県	2,202,358	57	68	58	53	25	8	35	304	-8	-59	13.80 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置適用都道府県との往來は極力控える まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
富山県	1,035,612	22	14	8	22	6	4	6	82	-15	-155	7.91 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置適用都道府県との往來は極力控える まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
石川県	1,133,294	18	28	32	35	22	15	23	173	-2	-52	15.26 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
福井県	767,433	16	28	27	17	26	7	17	138	-8	-24	17.98 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
山梨県	810,427	36	31	21	11	28	17	23	187	-18	-108	29.60 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
長野県	2,049,683	37	32	33	28	37	31	28	228	-2	-109	11.02 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
岐阜県	1,979,781	178	129	110	153	64	44	75	753	-125	-664	38.03 緊急事態措置(8/27~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/8~8/19) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
静岡県	3,635,220	220	173	176	134	113	60	107	983	-106	-1,216	27.04 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
愛知県	7,546,192	1,290	1,170	1,031	970	855	554	568	6,438	-650	-4,437	85.31 緊急事態措置(8/27~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
三重県	1,771,440	111	129	96	85	60	38	68	587	-52	-676	33.13 緊急事態措置(8/27~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
滋賀県	1,414,248	72	67	58	64	24	32	48	385	-37	-526	25.80 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
京都府	2,579,921	381	270	190	199	196	99	118	1,453	-173	-1,223	56.31 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
大阪府	8,842,523	2,012	1,488	1,310	1,263	1,147	452	942	8,614	-707	-5,942	97.41 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
兵庫県	5,469,184	852	676	528	507	398	191	452	3,604	-168	-1,666	65.89 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
奈良県	1,325,437	139	86	86	85	61	41	60	558	-56	-550	42.09 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
和歌山県	923,033	32	21	33	20	11	9	21	147	-21	-215	15.92 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
鳥取県	553,847	8	14	13	13	3	2	17	70	+6	-28	12.63 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
島根県	671,602	20	14	9	5	13	1	2	64	-11	-58	9.52 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
岡山県	1,889,607	113	72	83	46	63	24	38	439	-24	-531	23.23 緊急事態措置(8/27~9/30) まん延防止等重点措置(9/13~9/30) 飲食店等の営業時間短縮要請
広島県	2,801,388	150	146	148	110	95	55	72	778	-64	-618	27.70 緊急事態措置(8/27~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
山口県	1,342,987	30	29	24	25	10	10	5	133	-26	-211	9.90 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
徳島県	719,704	28	40	36	29	26	13	15	187	-15	-56	25.88 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
香川県	951,049	21	17	16	9	8	5	7	83	-19	-183	8.72 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・他の都道府県との不要不急の往來については、慎重に検討するよう協力要請 ・県内における不要不急の外出については、慎重に検討するよう協力要請
愛媛県	1,335,694	26	38	19	24	7	8	16	138	-6	-41	10.33 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
高知県	692,065	37	40	33	32	14	9	14	179	-23	-174	25.86 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
福岡県	5,138,891	572	429	438	378	292	158	209	2,476	-215	-2,144	48.18 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
佐賀県	812,013	30	24	22	21	15	11	17	140	-11	-203	17.24 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
長崎県	1,313,103	52	33	21	21	32	10	33	202	-14	-141	15.38 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
熊本県	1,739,211	94	86	66	71	39	23	52	431	-65	-472	24.78 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
大分県	1,124,697	48	50	38	32	33	25	28	254	-27	-313	22.58 緊急事態措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/12終了) ・県外からの帰省を控える ・県外からの帰省であっても県境をまたぐ不要不急の移動は自粛 ・まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・日中も含めた不要不急の外出の自粛 ・県境をまたぐ移動の自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
宮崎県	1,070,213	42	30	27	21	17	19	23	179	-23	-191	16.72 緊急事態措置(8/27~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
鹿児島県	1,589,206	53	50	58	46	36	21	36	301	-20	-192	18.94 緊急事態措置(8/27~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請 まん延防止等重点措置(8/20~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店に対する営業時間短縮の要請
沖縄県	1,468,410	413	336	301	270	273	140	284	2,017	-99	-1,065	137.35 緊急事態措置(8/23~9/30) ・不要不急の外出自粛 ・飲食店等への営業時間短縮の要請
計	128,226,588	12,386	10,386	8,867	8,793	7,203	4,161	6,262	58,058	-4,329	-44,617	46.00

「直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数」

15~

※人口は各都道府県発表の令和2年国勢調査結果によるもの

※各都道府県の新規陽性者数は長野県の独自調査による。

長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（7月13日以降） ～第5波を抑制するための対策と社会経済活動の両立～

令和3年7月13日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 現状・基本認識等

(1) 現状

全国の新規陽性者数は、6月下旬以降増加傾向となり、特に東京都を中心とする首都圏においては感染の再拡大が強く懸念されている。

こうした状況を受け、7月8日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、7月11日までを期限としていた沖縄県に対する緊急事態措置並びに埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府に対するまん延防止等重点措置を延長するとともに、東京都について、7月12日以降緊急事態措置を実施することを決定した。期間はいずれも8月22日までとされた。全国の直近1週間（7月6日～12日、公表日ベース）の人口10万人当たり新規陽性者数は11.37人となっている。

本県における3月中旬以降の、いわゆる新型コロナウイルス感染症の第4波は6月をもって概ね収束したものと考えられ、7月7日には、諏訪圏域及び上伊那圏域の感染警戒レベルの引下げにより、全圏域の感染警戒レベルが1となった。本県の直近1週間（7月6日～12日）の人口10万人当たり新規陽性者数は0.97人となっている。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けたワクチン接種については、本県では、高齢者への優先接種を7月末までに、希望する全員への接種を11月末までに終えるというスケジュール感を関係者と共有して進めており、7月8日現在、高齢者の46.0%が2回目の接種を終えている。

なお、感染性の高さやワクチン効果への影響等が指摘されているデルタ株の報告数が首都圏を中心に増加している。本県においても、7月12日現在、陽性例1例、疑い例4例が確認されており、今後の急速な置き換えの進行に最大限の警戒が必要な状況である。

(2) 基本認識

第4波の収束に伴う新規陽性者の減少により、本県の医療提供体制への負荷は一定程度軽減されているが、療養を必要とする方が依然として30名を超える状況が継続している。また、第3波に次ぐ第4波の影響を受け、飲食業、観光業、交通事業やその関連産業を中心に多くの事業者が厳しい経営状況に置かれている。医療提供体制への負荷をさらに軽減し、徐々に動き始めた社会経済活動の流

れを維持し、より確かなものとするためには、第5波の発生を徹底的に抑制しつつ、県民へのワクチン接種を着実に進めることが重要である。

特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域など、陽性者が多数発生している地域への訪問に係る注意喚起を徹底し、県内にウイルスを持ち込まないための取組を進めるとともに、帰省や旅行など人の移動の機会が増加する連休や夏休み等を見据えた感染防止対策の徹底を呼びかけることが重要である。

また、県民に対して、「新型コロナ対策推進宣言の店」等の適切に感染対策を講じている店舗・サービスの利用を呼びかけるとともに、飲食店、宿泊施設等の事業者に対しては、県が定めた感染対策を講じる「信州の安心なお店認証制度」の普及を進めることが重要である。

併せて、隙間ができないようなマスクの確実な着用などの基本的な感染防止策の徹底を改めて呼びかけ、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

さらに、診療・検査体制や患者受入体制を引き続き整備し、感染の再拡大に備えた体制を確保する必要がある。

ワクチン接種の推進については、ワクチンの効果や副反応に関する正確な情報発信を行うとともに、接種を希望する県民が安心して安全に、落ち着いた環境の中で滞りなく接種を受けられるよう、関係団体と連携して進める必要がある。また、多くの県民がワクチン接種を終えるまでにはまだ時間がかかることから、接種済みの方も含め、引き続き感染対策の徹底を呼びかけることが重要である。

こうした対策を実施しながら、県民生活を守り、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、以下の6点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 第5波を抑制するための的確な対策を実施すること
- 2 変異株の脅威から県民を守るため、改めて感染防止対策の徹底を図ること
- 3 感染の再拡大に備えた医療・検査体制を確保すること
- 4 感染収束に向け、ワクチン接種を進めること
- 5 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること
- 6 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

(3) 対応方針の位置付け

本対応方針は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号。以下「条例」という。）第4条に基づく基本的方針である。

また、本対応方針中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律

第31号。以下「法」という。)の根拠規定を記載した取組以外は、条例に基づき実施するものである。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、本対応方針を見直すものとする。

2 第5波を抑制するための的確な対策を実施するための取組《重点1》

(1) 「感染警戒レベル」・「医療アラート」による的確な状況把握と迅速な対策の強化

感染状況の変化に的確かつ迅速に対応できるよう改善を重ねた県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者数/確保病床数の割合、入院率、重症者数/確保病床数の割合等を常時モニタリングする。

また、病床使用率等に基づく医療アラートを発出し、医療提供体制に対する負荷の状況を正確に情報発信するとともに、体制の強化などの対策を的確に講じる。

感染が増加した圏域における対策は「早く、狭く、強く、短く」の考え方を基本とし、必要に応じて、高齢者等の不要不急の外出自粛や地域・業種を限定した営業時間短縮などの要請等を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

(2) デルタ株の監視体制の強化

変異株対策として、これまで実施してきたN501Y変異株に代えてL452R変異株のスクリーニング検査を実施し、デルタ株の監視体制を強化する。

また、変異株対策のためのゲノム解析や感染拡大時における迅速な検査を実施するため、民間検査機関等における検査機器整備を支援する。

〔健康福祉部〕

3 変異株の脅威から県民を守るため、改めて感染防止対策の徹底を図るための取組《重点2》

(1) 「新しい生活様式」の改めての徹底

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とウェブ版、「感染リスク10分の1県民運動」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの確実な着用やマスクをしていても人との間隔を最低1m空けることをマナーとして行うよう改めて呼びかけるとともに、室内においては換気を徹底することなど「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、体調に異変を感じた場合は外出を控え、日々の自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

〔各部署〕

(2) 「信州版“新たな会食”のすゝめ」の普及

すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気を付けていただくことをまとめた「信州版“新たな会食”のすゝめ」を県民に呼びかけ、「新たな日常」にマッチした会食スタイルの普及により、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る。

〔産業労働部〕

(3) 地域間の往来（出張、旅行、帰省など）

① 他県への訪問についての呼びかけ（特措法第24条第9項）

他県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとることを呼びかける。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている地域への訪問はできるだけ控えることなど、地域の感染状況を踏まえた呼びかけを行う。

② 他県からの来訪についての呼びかけ

帰省や観光で来訪される方に、特に次の点の徹底を呼びかける。

- ・ 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控えるとともに、体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は来訪を控えることなどの「この夏に信州を旅する皆様へ

のお願い」に沿った対応を取ること。

- ・ 居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて来訪について判断すること。
- ・ 来訪中に体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談すること。

〔危機管理部・観光部〕

(4) 連休や夏休み等を見据えた呼びかけの強化

昨年来、お盆、年末年始、ゴールデンウィーク等人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことや、感染力の強さが指摘されているデルタ株の報告数が増加しつつある現下の情勢を踏まえ、連休や夏休み等により人の移動が増加する時期を見据えた感染防止対策に係る呼びかけを強化するとともに、帰省者や旅行者に向けた注意喚起を行う。

当面、7月22日から8月1日までを「感染対策強化期間」とし、感染拡大地域等への訪問をできるだけ控えることや、同居家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食について、感染対策の徹底が困難な場合は実施を控えることなど、ウイルスを県内に持ち込まない、県内で感染を広げないための行動等を呼びかける。

〔各部局〕

(5) オリンピック事前合宿地等における感染防止対策の徹底

東京オリンピック・パラリンピックにおいて、ホストタウン等自治体が受け入れる事前キャンプが安全・安心に実施されるよう、選手団や住民等に対するPCR検査を実施する。

また、国の示す厳格な行動管理による徹底した感染防止対策のため、ホストタウン等自治体が行う選手等受入マニュアル作成を支援する。

〔企画振興部〕

(6) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

〔健康福祉部・危機管理部〕

(7) 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気、従業員の体調管理等）の徹底を促す。

（法第24条第9項）

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図るとともに、営業時間の短縮等の要請対象となった店舗等に対しては、重点的な働きかけを行う。
〔各部局〕

(8) 商店街による取組の支援

集中的なPCR等検査又は営業時間短縮要請等を行うこととしたエリアに所在し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行う。
〔産業労働部〕

(9) 安心して飲食店等を利用できる環境づくり

適切な感染症対策を実施している飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽業等について、県が「信州の安心なお店」として認証するとともに、感染対策に必要なCO₂センサー等の資器材の飲食店への配布により、県民が安心して飲食店等を利用できる環境づくりを推進する。
また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用を促進する。

〔産業労働部・営業局〕

(10) 「新しい生活様式」に適應した事業活動の支援

長野県内の特産品や地場産品を取り扱うECサイトや、キッチンカー、テイクアウト等「新しい生活様式」に適應した事業に取り組んでいる事業者の情報を発信する「オールNAGANO モール」、「販売機会マッチングNAGANO」等により、販路拡大に向けて支援する。

〔営業局〕

(11) 「新しい生活様式」に適應した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用していただけるよう、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにするなど感染防止対策への協力の呼びかけを、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

(12) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

(13) 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する積極的疫学調査への協力を求める。また、積極的疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

(14) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、感染防止対策の情報発信や感染が疑われる観光客の医療機関への移動手段確保等、各地域が取り組む安全・安心な観光地域づくりに対し支援を行う。また、県内で実施する修学旅行や合宿において、貸切バス及び宿泊部屋数の追加費用を支援する。

さらに、関係機関と連携・協力して、従業員の体調管理や共同生活における注意事項の周知など、事業所内での感染拡大防止対策を促進するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「この夏に信州を旅する皆様へのお願い」を活用し、感染防止対策への協力を積極的に呼びかける。特に、旅行前2週間の健康観察や感染リスクの高い行動の自粛など、感染を拡げないことに重点を置き、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

(15) 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

(16) 保育所等児童福祉施設における感染防止対策

変異株については10代以下も感染しやすいと言われていることから、手洗い、手指の消毒、換気、三密を避けるなどの感染防止対策のさらなる徹底を市町村等に依頼する。

〔県民文化部〕

(17) 農業分野における感染防止対策

農業関係団体を通じて、農家に対し感染防止対策の徹底を依頼するとともに、特に高原野菜など県外から雇用人材を受け入れる産地においては、市町村やJAと連

携し、派遣団体による地域に入る前の事前検査や、従業員の体調管理・共同生活における注意事項の周知を通じ、感染防止対策の徹底を図る。

また、外国人の農業従事者に向けて、多言語により感染防止対策の情報を発信する。

〔農政部・県民文化部〕

4 感染の再拡大に備えた医療・検査体制を確保するための取組《重点3》

(1) 医療提供体制の確保

今後の感染再拡大に備え、患者受入病床を第4波に整備した490床(うち重症用42床)確保しているところであり、受入病院に対しては、引き続き症状に応じた適切な医療が速やかに受けられる体制の確保を依頼するとともに、必要に応じて調整本部で受入先を広域的に調整する。

なお、想定を上回る陽性者が発生した場合や、重症者が多数発生する恐れのある場合は病院に更なる緊急的な受け入れを要請する。

また、宿泊療養施設については、令和3年6月15日に5か所目の施設を北信地域に設置し、375人程度のこれまでの受入体制を523人程度まで強化したところであり、引き続き軽症者等を受け入れる体制を維持していく。

自宅療養については、新たに「健康観察センター」(仮称)を設置し、これまで各保健所で実施してきた健康観察業務を専任の看護師が担うとともに、遠隔健康管理システムを導入することにより健康観察体制の充実を図り、自宅療養者が特定の地域で急増した場合も効果的に対応できる体制を構築していく。

リハビリが必要な高齢者などの患者については、回復後、一般病床や他の医療機関への転出を促すよう取り組む。

また、コロナ回復後も引き続き入院治療が必要な高齢者等が、一般病床や他の病院へ速やかに転院・転棟できるよう新たに後方支援医療機関を5か所(累計23か所)指定し、患者受入病床の効率的な活用を図る。

今後も、陽性者の発生状況や国の動向に応じて、地域の医療資源などの特性を考慮しつつ、必要な病床数や役割分担等を検討していく。

〔健康福祉部〕

(2) 検査体制等の整備・拡充

これまで、580の医療機関を診療・検査医療機関に指定し、13か所に外来・検査センターを設置し、PCR検査を実施する県内外の14の民間検査機関との委託契約締結を進めるなど、検査能力を飛躍的に増大させ、国の基準にとらわれない積極的な検査を実施してきた。

一方で、従来株に比べて感染性の高い変異株の感染が広がっており、まん延を防ぐためには、より幅広く検査を行い、これまで以上に早期に陽性者を発見し、必要

な治療・療養環境を提供することで重症化を防ぐとともに、感染拡大防止を図る必要がある。そのため、「長野県新型コロナウイルス感染症 PCR 検査等実施方針」を県独自に定め、検査に対する基本的な考え方を明確にし、積極的かつ戦略的に検査を実施して早期に陽性者を発見し、感染拡大防止に努めていく。

〔健康福祉部〕

(3) 医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、県としてマスク等の必要な医療資材の需要を把握しつつ、急激な陽性者の増加により緊急に医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、各種検査資材等については、国へ安定供給体制の構築を求めていくとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において陽性者が発生し、人的支援が必要な場合には、速やかに他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する。

〔健康福祉部〕

(4) 医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施する。

加えて、感染警戒レベル4（特別警報Ⅰ）以上が発出された地域における社会福祉施設従事者等の自主検査に要する費用を補助するなど、感染拡大防止に係る取組を支援する。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

5 感染収束に向け、ワクチン接種を進めるための取組《重点4》

新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るため、県民へのワクチン接種を行う。

(1) 県の役割

県は、国、市町村、医師会、医療機関等の関係者間の調整を図り、接種を希望する県民が安心して安全に、落ち着いた環境の中で滞りなく接種を受けられるように、主として以下の事項を担う。

① 市町村が実施する一般住民向け接種への支援

ワクチン接種に係るノウハウの蓄積と共有を行うとともに、市町村接種の補完として、次に掲げる取組を実施するなど、市町村の円滑なワクチン接種実施に係る各種事項について支援を行う。

- ・ 関係団体等と連携した医療人材確保を行い、市町村の接種会場へ派遣
- ・ 県による接種会場を設置し、団体単位及び高齢者等への接種の実施
- ・ 国の主導する職域接種に係る助言及び調整

② 専門的相談体制の確保

ワクチン接種に対する住民の理解を深め、不安を解消するため、ワクチンの副反応などについて、情報発信に努めるとともに、ワクチン接種相談センターにおいて相談を受け付ける。

③ ワクチンに関する専門的知見の収集等

医師等で構成する「新型コロナウイルスワクチン接種アドバイザーチーム」を設置し、ワクチン接種に係る留意事項や接種後の副反応等に関し、専門的見地から助言・指導をいただく。

④ 副反応等に対応する医療体制の確保

ワクチン接種後の副反応を疑う症状に対して、接種医などの身近な医療機関からの紹介により、県が確保した専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を構築する。

⑤ ワクチン接種に関する正確な情報発信

接種対象者が適切に接種の判断ができるよう、効果と副反応を含めた基本的な情報等について周知・啓発を行う。

〔健康福祉部〕

(2) 優先順位

ワクチンは確保され次第順次供給される見通しであることから、国が指定した対象者のうち、国が公表した接種順位に沿って順次接種を実施する。

現時点での接種順位は次のとおりとされている。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者（疑われる患者を含む。以下同様。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員及び積極的疫学調査等の業務に携わる保健師を含む。）
- ② 令和3年度中に65歳以上に達する高齢者
- ③ 基礎疾患を有する者
- ③ 高齢者施設等の従事者

④ 上記以外の者

なお、国が定めた接種順位を踏まえつつ、県として高齢者、基礎疾患を有する者
以降も感染防止等の観点から一定の職種の方へ早期接種を行うとともに、早期接種
の目安を市町村へ提示するなど、実態に即して柔軟に接種を進める。

〔健康福祉部〕

(3) 全県一丸となった接種推進体制の構築

市町村、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会と県とが、一体となってオー
ル信州で取り組む「信州方式」による推進体制を構築した。

高齢者への優先接種を7月末までに、希望する全員への接種を11月末までに終
えるというスケジュール感を上記関係者と共有して進めており、公募した医療人材
による人材支援や、県による集団接種会場の設置等、市町村の実情に応じたハイブ
リッド支援を行っている。

また、関係者間の情報共有を図るとともに広域調整や検討が必要な課題を抽出し、
関係団体と調整・協議を行い、適切な接種体制を構築するため、「新型コロナウイルス
ワクチン接種体制整備連絡会議」を、市町村が行うワクチン接種を支援するた
め、対策本部及び地方部に「新型コロナウイルス感染症長野県対策本部 ワクチン
チーム」を設置する。

なお、供給が不透明なワクチンを有効に活用するため、市町村間のワクチン供給
について、充足率や接種率を勘案し配分の調整を行う。

〔健康福祉部〕

6 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点5》

(1) 長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取
組を支援する「適応 (With コロナ) フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生
(After コロナ) フェーズ」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・
検討する。

〔産業労働部〕

(2) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

地域振興局及び労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」
の開設期間を令和3年度末まで延長し、引き続き事業者が必要な支援を受けられる
よう相談や支援策の紹介、申請に係るアドバイス等を行う。また、長野県よろず支
援拠点において、各専門分野のコーディネーターが事業者の相談に応じる。

〔産業労働部〕

(3) 中小企業の持続可能な経営形態への転換を支援

県内中小企業の事業再構築や「新しい生活様式」に対応した低感染リスク型ビジネスに係る取組を支援し、経営基盤強化や持続可能な経営形態への転換を後押しする。

〔産業労働部〕

(4) 失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等に対して、本格就労に向けた職場体験研修を行うなど、一般の就労支援で就職につなげていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、「緊急就業支援デスク強化事業（Job サポ）」を継続し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、引き続き失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、新たに就職困難者専任職員を配置して、地域振興局の求人開拓員や女性就業支援員等と連携した支援体制を確立することにより、離職した子育て中の女性や障がい者などの就労促進を図る。

加えて、引き続きハローワークの求人確保対策本部との連携による求人開拓や「緊急雇用対策助成金」の活用により民間における新たな雇用の創出を促進するほか、雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行う。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を引き続き拡充し、若年者の職業的自立や非正規雇用労働者の正規就労を促進して、安定した雇用に結びつける。

労政事務所において、事業所から休業手当が支給されない場合に労働者が自ら申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の活用を引き続き支援する。

〔産業労働部〕

(5) 信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

(6) 信州の安心なお店応援キャンペーン

県民が安心して飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽業等を利用できる環境づくりを推進するため、「信州の安心なお店」認証を進め、利用啓発のための情報発信を行うとともに、消費を喚起するプレミアム付きクーポン券を発行し、県内経済の活性化を図る。

〔産業労働部・営業局〕

(7) テイクアウト・デリバリー利用拡大に向けた取組

商工会、商工会議所が実施する利用促進のための取組への支援、県民や経済界への利用拡大を呼びかけるキャンペーンなどにより、利用客が減少している飲食店等を支援する。

〔産業労働部〕

(8) 特別警報Ⅱ発出等市町村の地域経済の活性化支援

特別警報Ⅱの発出又は営業時間短縮の要請等のあった市町村が、地域の実情に応じ、地域経済を活性化するために行う事業者支援の取組を支援する。

〔産業労働部〕

(9) コロナ禍の影響により売上げが大きく減少している事業者支援

長期化するコロナ禍の影響により、売上げが大きく減少している中小企業者等を支援するため、国の月次支援金を受給していない事業者に対し、応援金を支給する。

〔産業労働部〕

(10) 観光産業振興に向けた取組

陽性者数や県内の医療提供体制の状況、国の GoTo トラベルの動向等を注視しながら、県民向け宿泊割やバス、タクシーを利用した日帰り割などの観光誘客施策を機動的に実施し、観光需要の早期回復を図る。コロナ感染拡大期においては、将来の観光需要を確保し、県内宿泊事業者等の事業継続を支援するため、県民向け前売割などの施策を実施する。

また、宿泊事業者が実施するコロナ後を見据えた施設改修やツアー造成をはじめとしたコンテンツ開発に要する経費を助成する。

「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となり中長期的な視点での観光振興・観光地域づくりに取り組む。

〔観光部〕

(11) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、厚生労働省が公表した自殺統計によると、令和2年の自殺者数は、長野県では若干減少しているものの、全国と同様に女性の自殺者数が増加している。自殺対策を専門に行っているNPO法人等と協力の上、対象を特化した自殺対策の推進を図るとともに、関係部署等との情報共有・連携を図りながら自殺対策に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(12) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、高収益作物などへの転換に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を強化する。

また、県産米や県産花き等の購入促進のPR、県産農産物の学校給食への食材提供や直売所等での販路拡大の推進などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(13) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、森林病虫害被害による枯損木の利活用に対する支援や林業労働力のマッチングの仕組みの構築など、林業活動の活性化や林業事業体の事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(14) 生活を支える公共交通の確保

県民の生活を支える公共交通の維持・確保のため、交通事業者が行う新しい生活様式に適応した利用促進の取組や公共交通の安全・安定的な運行継続等を支援する。

〔企画振興部〕

(15) きめ細かな相談支援の実施等

失業や離職等により生活に困窮する方の住まいの確保や就労先の確保・定着等のため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぼ」の体制強化により、引き続き地域の関係機関と連携した、きめ細かな相談支援を行う。

また、「どこに相談したらいいか分からない」、「どんな支援があるか分からない」などの声にお応えし県民の皆様の不安の解消等につなげるための相談を、「新型コロナウイルスお困りごと相談センター」において継続して行う。

さらに、令和3年3月16日に決定された「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を踏まえ、生活困窮者に対する支援パッケージをまとめ、県民向けにわかりやすい情報発信に取り組む。

不安や困難を抱える女性に対する緊急支援として、県社会福祉協議会やこども食堂を運営するNPO法人と連携し、きめ細かな相談支援や生理用品の配布などを行う。

〔企画振興部・健康福祉部・県民文化部〕

(16) 生活困窮者への支援

生活福祉資金特例貸付及び住居確保給付金の申請期間の延長に加え、特例貸付の再貸付が終了した世帯などを対象に、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

また、生活福祉資金特例貸付に係る償還の負担軽減のため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施に向けた準備を行う。

これらの様々な支援策を必要とする方が確実に利用いただけるよう、SNSなども活用しながら県民に向けた周知の徹底を図っていく。

〔健康福祉部〕

(17) ひとり親世帯の支援

引き続き保健福祉事務所の母子・父子自立支援員等が相談をお受けする等、困難な状況にあるひとり親世帯の支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住まい*のひとり親世帯を支援するための「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(18) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた運営費の支援や国の事業を活用した農水産物の提供を行う。

〔県民文化部・農政部〕

(19) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止策や早期受診等呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

7 誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点6》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々、ワクチンを接種しない、あるいは接種できない方々、また、その家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」により、誹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部局〕

(2) 誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って誹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる取組を、国、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部局〕

8 その他重要な事項

(1) 学校における取組

県立学校においては、変異株に対する新たな知見や地域の感染状況等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドライン」を徹底することにより、感染リスクを可能な限り低減し、子どもたちの学びを最大限保障する。

なお、児童生徒等に陽性者が発生し、一時的に学校を休業する場合には、オンライン授業などにより学びの継続を図る。

また、市町村立学校や私立学校についても、各設置者に対して同様の取組をするよう依頼する。

〔教育委員会・県民文化部〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営することを基本とするが、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止を検討する。

〔各部局〕

(3) 県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、別添「イベント開催の目安について」に従い実施する。県としては、民間が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながらイベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者^(※)をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底する

こととする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

国立感染症研究所 感染症疫学センター
新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)より

〔各部署〕

(4) 民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼するとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう依頼する。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うよう依頼する。

(法第24条第9項)

※ イベント開催の目安

別添「イベント開催の目安について」のとおりとする。

なお、概要は次のとおり。

○ 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

- ① 収容率要件については、
 - ・ 感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内
 - ・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を1席空ければ50%超も可能）
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。

	収容率		人数上限
イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの （・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（映画館等））	大声での歓声・声援等が想定されるもの （・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内（※） （席がない場合は十分な間隔）	

※ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を1席空ければ50%超も可能

祭り、花火大会、野外フェスティバル等について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、開催する場合は、十分な人と人との間隔（1メートル）を設けるととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

〔各部局〕

（5）避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

イベント開催の目安について

1 イベント開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」を上限とする
- ・ 別紙1に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000人を上限とする。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記(2)の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率の目安

① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間の集団的な感染が発生していないことが確認されたイベントの形態であることを前提に、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙2「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示を参考とすること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に1) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、2) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。具体的には、別紙2の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記2によることとする。

(飲食の取扱い)

マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうるイベントについて、別紙3に記載した条件が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記①に該当しないイベントは、②の収容率の目安を適用する。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、別紙2の例示を参考とすること。

なお、別紙1に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は次のとおりとする。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・屋内にあつては収容定員の50%までの参加人数とする。屋外にあつては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント)

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、1) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とすることとし、2) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔(1m)を要することとする。具体的には別紙2の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記2によることとする。

2 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。

- (1) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人と人との間隔（1 m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

「十分な人と人との間隔（1 m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものについては、別紙4を参考にすること。

- (2) 地域で行われる祭り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔（1 m）の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

イベント開催時の必要な感染防止策①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

- ① マスク常時着用の担保
 - ・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める
 - ※ マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保
- ② 大声を出さないことの担保
 - ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
 - ※ 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
 - ※ 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

- ③ ①～②の奨励
 - ・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
 - ※ マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
 - ※ 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
- ④ 手洗
 - ・ こまめな手洗の奨励
- ⑤ 消毒
 - ・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 換気
 - ・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集の回避
 - ・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
 - ※ 必要に応じ人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
- ⑧ 身体的距離の確保
 - ・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける
 - ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
 - ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

<p>⑨ 飲食の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
<p>⑩ 参加者の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>※ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
<p>⑪ 参加者の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス等の奨励 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
<p>⑫ 演者の行動管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
<p>⑬ 催物前後の行動管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
<p>⑭ ガイドライン遵守の旨の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

<p>⑮ 入退場やエリア内の行動管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>※来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる</p>
<p>⑯ 地域の感染状況に応じた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例</p> <p>音楽</p> <p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、等のコンサート</p> <p>演劇等</p> <p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、競馬開かせ、手話パフォーマンス等</p> <p>芸能</p> <p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p> <p>伝統芸能</p> <p>舞楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p> <p>当座・夜旦</p> <p>講談、落語、川曲、漫談、漫才、奇術 等</p> <p>公開式典</p> <p>各種開演会、説明会、ワーキングショップ、各種披露、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式、卒業式、成人式、入社式 等</p> <p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるものの例</p> <p>音楽</p> <p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p> <p>スポーツイベント</p> <p>サッカー、野球、大相撲 等</p> <p>公開競技</p> <p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p> <p>公開</p> <p>ギョラクタケーションショー、親子会公開 等</p> <p>ライブハウス・ナイトクラブ</p> <p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
---	---

（注）上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるかを個別具体的に判断する必要がある。イベント中（休憩時間やイベント前後を含む、以下同じ。）の食事については、本種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を行うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

○今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にしている催物に限定して、収容率を100%以内に行うことができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシタター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの導入に向けた具体的措置の徹底 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p>
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

○これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

①	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ピニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
②	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③	飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出すがいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑥	連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスへの導入に向けた具体的措置の徹底 <p>※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</p>

イベントの開催の目安（人数上限・収容率）について

・実際のイベントがA、Bのいずれに該当するかは、大声での歓声、声援等が想定されるかを個別具体的に判断する必要があります。

A		B	
1. イベントの類型	大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	大声での歓声、声援等が想定される場合	
2. イベントの例示 (別紙2参照)	例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能・演芸、講演会・式典、各種展示会、各種ショーなど(※1)	例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベントなど	
3. イベント開催の目安	以下の「4. 人数上限の目安及び5. 収容率の目安」により算出した人数のいずれか小さい方を限度とします		
4. 人数上限の目安	<p>① 別紙1の措置がイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により実施され、その取組の公表が行われる場合 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方を上限</p> <p>② ①に該当しない場合 5,000人を上限</p>		
5. 収容率の目安	<p>◎ 感染防止対策(※2)の徹底を前提に収容定員(100%)を上限</p> <p>※2：以下の要件を全て満たす場合に限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がないこと(※3) ・個別の参加者に対して感染防止対策(別紙1)の徹底が行われること ・業種別ガイドラインに則った感染防止対策が実施されること <p>※3：イベント主催者において、過去の開催実績に基づき十分な説明を県に行ってください。この要件を満たさない場合は、Bとして取り扱います。</p>	<p>◎ 異なるグループ又は個人間では座席を1席空けること(同一グループ(5名以内に限り)内では座席等の間隔を設ける必要はない)</p> <p>(収容定員の50%を超える場合もありうる)</p> <p>なお、イベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」に則った感染防止対策(別紙1)の実施とその取組の公表が行われない場合は以下の基準によること</p> <p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内：5,000人以下、かつ、収容定員の50%以内 ・屋外：5,000人以下、かつ、人と人との距離を十分に確保(できるだけ2m) 	
(1) 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	<p>◎ 感染防止対策(※2)の徹底を前提に</p> <p>① 収容定員が設定されている場合 収容定員(100%)を上限</p> <p>② 収容定員が設定されていない場合 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること</p>	<p>① 収容定員が設定されている場合 収容定員の50%を上限</p> <p>② 収容定員が設定されていない場合 十分な人と人との間隔(1m)をとること</p>	
(2) 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる	<p>※1：イベント中(休憩時間やイベント前後を含む)の食事(菓子等の軽食を含む)、飲料(含む)を伴うものについては、感染リスクを高める懸念があるため、当面の間、「大声での歓声、声援等が想定されるもの」と同様に取り扱います。飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提とするイベントについて、別紙3の条件が全て担保される場合に限り、イベント中の歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができます。</p>		
・祭り、花火大会、野外フェスティバル等	<p>① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるイベントや参加者の把握が困難なものは、中止を含めて慎重に検討すること</p> <p>→開催する場合は、十分な人と人との間隔(1m)をとることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること</p> <p>十分な人と人との間隔(1m)が設けられ、かつ、当該間隔の維持が可能であるものは、別紙4を参照</p> <p>② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれないイベントであって参加者がおおよそ把握できるもの(※4)は、人数制限なし</p> <p>→開催する場合は、感染防止対策(発熱や感冒症状がある者の参加自粛、3密回避、十分な人と人との間隔(1m)、手指消毒、マスク着用など)を講じ、厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCA)の活用、参加者の連絡先等の把握を徹底すること</p>		

※4：盆踊り等の特定の地域、住民で行われるような地域のお祭り等を想定しています。

イベント開催の目安及び、大規模イベント等の開催に係る県への事前相談等について(イベント主催者様へ)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、全国的な人の移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるような大規模なイベントの開催を県内で計画されているイベント主催者におかれましては、下記により県に事前相談をしていただきますようお願いいたします。

事前相談の対象でないイベントにつきましては、下記のイベント開催の目安等を参考に、感染防止対策を徹底した上で開催していただきますようお願いいたします。

II.大規模イベント等の開催に係る県への事前相談

1.事前相談の対象となるイベント

- 全国的な人の移動を伴うイベント
- 又は
- 参加者が1,000人を超えるようなイベント

2.事前相談の対象となるイベント開催期間

- 当面10月末までの予定

3.相談をいただく方

- イベント主催者様

4.事前相談の流れ

- 「**Excel** イベント事前相談票 (エクセル: 37KB)」(チェックリストを兼ねる)に記載してください。
↓
- 「**Excel** イベント事前相談票 (エクセル: 37KB)」にイベントの開催、感染防止対策の実施状況を確認できる要領やチラシ、パンフレットを添付して、相談先に送付してください。
↓
- 内容をチェックして確認事項、お願い事項等について、ご連絡させていただきます。
↓
- 当日は、チェックリスト、ガイドライン等に沿って、感染防止対策の徹底をお願いします。

IV.相談方法等

1.相談先

長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室

2.提出書類

【イベント事前相談（必ず提出）】

- **Excel** イベント事前相談票（エクセル：37KB）
- 感染防止対策が記載されたイベント開催要項、ガイドライン等
- 「イベント事前相談票」のチェック項目について確認できる書類等

【イベント開催後の結果報告（必要に応じて提出）】

- **Excel** 催物結果報告書（エクセル：24KB）
- 当該イベントの様子がわかる動画、音声データ等

3.提出方法

上記の書類を次のいずれかの方法でお送りいただくようお願いいたします。（事前相談については開催2週間前を目途に、送付してください。）

- メール

送信先メールアドレス：corona-taisaku@pref.nagano.lg.jp

※メールの件名は「イベント事前相談」または「イベント結果報告」としてください

- FAX

送信先FAX番号：026-233-4332

- 郵送

宛先：380-8570(専用郵便番号のため住所記載不要)

長野県危機管理部消防課新型コロナウイルス感染症対策室

イベント開催事前相談担当者 宛

4.その他

- 提出いただいた書類の内容を確認した上、4～5開庁日後を目途にメール又は電話によりご回答させていただきます。
- 書類の内容を確認するにあたり、メール又は電話にて感染防止対策等についてご質問させていただく場合があります。
- 確認のため、大声・歓声なしで実施した類似イベントの動画等（実績疎明資料）の提出をお願いする場合があります。
- イベントにおいて集団的な感染が判明した場合は、開催状況についてご質問させていただきますので、ご承知おき願います。
- 11月以降の対応については別途ご案内します。

長野県 イベントに係る事前相談票 (チェックシート)

イベント名称			
開催日時			開催形態
開催場所 <small>(開催場所特定のため、ホール名・部屋名まで記入)</small>			開催場所の住所
参加人数 ※1			左記参加人数での収容率 ※3 <small>(収容定員が変更されている場合のみ)</small>
収容定員の定めの有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	収容定員数 <small>(収容定員が変更されている場合のみ)</small>
イベント類型	・大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ※2 (クラシック音楽コンサート、演劇等、各種展示会、式典等)		いずれかに○を入力
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの ※3 (ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、ライブハウスイベント等)		
参加者の範囲	・地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等		いずれかに○を入力
	・参加者・スタッフ等関係者の全国的・広域的な移動が見込まれる (県外からの参加者が見込まれるもの)		
	・参加者・スタッフ等関係者の全国的・広域的な移動が見込まれない地域の行事 (特定の地域、住民で行われるような地域のお祭り等)		
イベントの詳細 <small>(詳細が分かる資料等の添付でも可)</small>			

感染予防対策

	チェック 欄	確認のできる書類等及び該当部分
①業種別ガイドラインに則った感染 防止対策を行う	<input type="checkbox"/>	業種別ガイドラインがある場合、それに従った感染防止対策を実施している
遵守する業種別ガイドライン名称 ※4:		
その他遵守するガイドライン等: <small>(あれば記載)</small>		
②マスク着用の呼びかけ	<input type="checkbox"/>	参加者(演者、スタッフ等含む)にイベント中のマスクの着用の呼びかけを行っている ※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布し着用率100%を担保
③大声の抑止	<input type="checkbox"/>	大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるよう体制が整備できている ※隣席の者との日常会話程度は可(マスク着用が前提) ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m) ※スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止するなど
④こまめな消毒や手洗いなど、「新 しい生活様式」に基づく行動呼びか け	<input type="checkbox"/>	イベント会場内のこまめな消毒、消毒液の設置、手洗い、手指消毒の奨励している
⑤施設の換気 <small>(屋内イベントの場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/>	法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気を行っている
⑥いわゆる「3密」の回避	<input type="checkbox"/>	いわゆる3密(密集・密接・密閉)を回避できる体制が取れている
⑦イベント中の飲食の制限	<input type="checkbox"/>	飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限を行っている 休憩時間中及びイベント前後での食事等による感染防止の徹底ができている
⑧参加者の制限	<input type="checkbox"/>	入場時の検温等を実施し、有症状者の出演、参加等を確実に防止する措置を実施してい る
⑨チケットの払い戻し措置 ※5	<input type="checkbox"/>	入場時の検温等によって入場(参加)を断った際のチケットの払い戻し措置を設けてい る
⑩参加者の連絡先等の把握	<input type="checkbox"/>	可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先を把握している
⑪接触確認アプリのインストールを 促している	<input type="checkbox"/>	厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCONA)等の奨励している ※イベントHPや受付にアプリのQRコードを掲示するなど
⑫演者の行動管理 <small>(演者がいるイベントの場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/>	演者・選手等と観客(参加者)が催物前後・休憩時間に接触しないよう確実な措置を講 じている 演者・選手等がイベント中に飲食を行う場合の感染防止の徹底できている
⑬イベント前後の適切な行動の呼び かけ	<input type="checkbox"/>	イベント前後の移動や立ち寄り先等での感染防止の注意喚起を行っている

相談者(担当者氏名)			
連絡先	電話:	FAX:	E-MAIL:

※1:主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計してください。

※2:イベント類型がこれに該当し、収容率100%で実施しようとする場合は、当該イベントの出演者等による類似イベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がないことを、過去の開催実績に基づいて十分な説明ができる書類を送付してください。

※3:大声での歓声・声援等が想定され、かつ収容率50%を超える場合は、過去のイベント動画等(実績疎明資料)の提出をお願いする場合があります。

※4:内閣府HP (<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210406>)に掲載のある業種別ガイドラインのうち、該当のものを記載してください。該当のものがない場合は記載不要です。その他独自のガイドラインがある場合は「その他遵守するガイドライン」に記載してください。

※5:返金の有無は問いません。

感染警戒レベルに応じた県有施設の対応

【スポーツ課所管施設】

R3.8

県感染警戒レベル	レベル1 【平常時】	レベル2 【注意報】	レベル3 【警報】	レベル4 【特別警報Ⅰ】	レベル5 【特別警報Ⅱ】	レベル6 【緊急事態宣言(特措法)】
長野県立武道館	<p>施設の開閉</p> <p>基本的な感染防止対策の徹底のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用受付票(連絡先、健康状態等)の提出を求める ・窓開放及び空調機器による換気 ・更衣室ロッカークーの引き ・全スタッフがワクチン接種済(ホストタウン関係者)等 	開	開	開	閉	閉
白馬ジャンプ競技場	<p>その他(イベント等)</p> <p>施設の開閉</p> <p>基本的な感染防止対策の徹底のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車申込書(連絡先、健康状態等)の提出を求める ・窓開放及び空調機器による換気 ・選手と観光客との動線を分離(※時間帯で分離) (※選手は8:30~10:00と15:00~16:30、一般客は10:00~14:30) ・NTC指定選手と一般選手の更衣室を別々の場所に確保 <p>イベント開催基準(長野県対応方針)による人数制限を適用</p>	開	開	開	閉	同上
長野運動公園野球場	<p>施設の開閉</p> <p>基本的な感染防止対策の徹底のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用受付票(連絡先、健康状態等)の提出を求める ・窓開放及び空調機器による換気 ・更衣室は利用不可 <p>イベント開催基準(長野県対応方針)による人数制限を適用</p>	開	開	開	閉	同上
県営上田野球場	<p>施設の開閉</p> <p>基本的な感染防止対策の徹底のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用受付票(連絡先、健康状態等)の提出を求める ・窓開放及び空調機器による換気 ・更衣室は利用不可 <p>イベント開催基準(長野県対応方針)による人数制限を適用</p>	開	開	開	閉	同上

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改訂)
(令和 2 年 1 0 月 2 日 改訂)
(令和 3 年 2 月 1 5 日 改訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

令和2年5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、同年5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントの再開に当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にまとめたものであり、総論として位置づけられるものです。

既に中央競技団体におかれましては、本ガイドラインを参考として、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成いただいておりますが、各スポーツ団体におかれては、本ガイドライン及び各競技別のガイドラインを参照し、主催者の責任の下でスポーツイベントを実施していただきますようお願いいたします。

なお、練習・トレーニングを含め、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、同年5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議の提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いいたします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等について、イベント主催者または施設管理者から各都道府県に事前相談をすることが必要です。なお、施設管理者から都道府県に事前相談をすることとした場合、イベント主催者は施設予約時等において、施設管理者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する必要があります。
- また、「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき収容率及び人数制限の緩和を適用する場合は、同事務連絡の別紙3「収容率及び人数上限の

緩和を適用する場合の条件について」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に示された取組について、イベント主催者及び施設管理者の双方が、本ガイドライン及び競技別のガイドライン等により確実に担保し、かつ、双方において本ガイドライン及び競技別のガイドライン等に従った取組を行う旨をホームページでの公表又は施設内への掲示等を行うことが必要です。

- なお、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応をとることが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、令和2年5月4日開催の専門家会議提言の別添において示された「新しい生活様式」の実践例、同年10月23日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」、並びに「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）内の各別紙において示されたイベント開催時の必要な感染防止策等もご参照ください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

- （※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ること

を周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（※）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること。
（※）COCOA を入れている場合は、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすること。
- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑥ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑦ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑧ イベント終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

（2）当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 参加料等の徴収をできるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避けること。
- ③ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）特に、全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること（※）。

（※）以下の 2 点を前提として、払い戻し措置を講じないことも可能。

- ・発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。
- ・当該規定内容の周知がイベント開催までの間に十分に図られる。

- ④ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。（※）

（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

- ⑤ 参加者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。

- ⑥ 受付を行うスタッフには、マスク（※）を着用させること。

（※）聴覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる。

- ⑦ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

- ⑧ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

- ⑨ イベントの前に、厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（※）や各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促すこと。

（※）COCOAを入れている場合は、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすること。

（3）スポーツイベント参加者への対応

1）体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。

- ② イベント当日の体温

- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。なお、観客のマスクの着用については、5) 観客の管理」を参照してください。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの(※)とするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。

また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。厚生労働省から「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されておりますので、そちらも参考にしてください。

なお、上記の事情等により、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するように注意を促すことが必要です。

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に感染リスクが高まる「5つの場面」には、「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」が含まれているので、イベント前後での懇親会等の開催は控えることをお勧めします。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用することが求められます。

(4) スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。

- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペース

更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。また、感染リスクが高まる「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることとされています。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）また、休憩・待機スペースでは、対面で食事や会話をしないように促すこと。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ⑤ 入退室の前後での手洗いを促すこと。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。）

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾

乾燥させる設備については使用しないようにすること。)

- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ⑦ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。(ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。)
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。
- ⑤ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

5) 観客の管理

スポーツイベントを有観客開催する場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じることが必要です。全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避(時間差入場等)を行うことが必要です。

なお、スポーツイベント等の大声での歓声、声援等が想定されるイベントの場合は、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要ですが、同一グループ(5名以内に限る。)内では座席等の間隔を設ける必要はありません。また、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベントの場合は、収容率上限100%での開催も可能ですが、その際は、マスクを持参していない者がいた場合はイベント主催者側で配布又は販売し、マスク着用率100%を担保すること、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うことが必要です。また、収容率100%以外の場合(大声での歓声、声援等が想定されるイベントを含む)も、マスク着用率100%を担保することと、大声を出す者がいた場合に個別注意等を実施することが推奨されます。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿することが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのいずれかを行うことが必要です。

8) スタッフの管理等

スポーツイベントの主催者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

- ① 発熱又は風邪等の症状が見られるスタッフについては、出勤を自粛すること。
- ② ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ③ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること。
- ④ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、各競技別のガイドラインを参照し、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合に

は、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと(※)。

(※) やむを得ない場合は、周囲を確認し飛沫の飛散に注意すること。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること(会話をする時はマスク着用)。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。加えて、指定場所は換気を十分に行うこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。(再掲)

(6) その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報(上記(3)1))について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、イベント等の開催制限については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針等を参考とし、適切に御対応いただきますよう御留意をお願いします。

<参考ホームページ>

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01000007106_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>
- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf
- ・7月10日以降における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf
- ・8月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年7月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
<https://www.zentaku.or.jp/wp-content/uploads/2020/07/20200723.pdf>
- ・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和2年8月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf
- ・9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf
- ・11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113
- ・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和2年12月23日付

け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201223.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和3年1月13日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました(令和2年6月19日一部改訂・厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・ 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント(令和2年6月22日更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ・ スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について(公益財団法人日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

(以上)

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け①）

全般的な事項

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた情報について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

スポーツイベント参加募集時の対応

主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をしている際にはマスクを着用すること）
- 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の参加受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- 参加料等の徴収をできるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避けること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙等により注意を促すこと
- 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること
- イベントの前に、厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促すこと
- 参加者から以下の情報の提出を求めること
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
（利用前2週間における以下の事項の有無）
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け②）

スポーツイベント参加者への対応

□マスク等の準備

- 参加者がマスクを準備しているか確認すること
- 参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めること
なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするが、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するように注意を促すこと

□スポーツイベント参加前後の留意事項

- イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること
- イベント前後での懇親会の開催を控えること □公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用すること

イベント主催者が準備すべき事項の対応①

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

□更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
（障がい者の介助を行う場合を除く）
- 休憩・待機スペースでは、対面で食事や会話をしないように促すこと
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブルイス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- 入退室前後での手洗いを促すこと（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと）

□洗面所

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け③）

イベント主催者が準備すべき事項の対応②

□ 飲食物の提供時

- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならない）
- 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと

□ 観客の管理

- 有観客開催する場合は、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、事前に観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること
- 会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること
- 選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
- 入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと

□ スポーツイベント会場

- スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓を開けすることや、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿すること
- 必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を維持すること

□ ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのいずれかを行うこと

□ スタッフの管理等

- 発熱又は風邪等の症状が見られるスタッフについては、出勤を自粛すること
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること
- 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること
- 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること

※本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、各競技別のガイドラインなども参照しながら、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（参加者向け）

参加者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること
- イベント前後での懇親会の開催を控えること

参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること
 （※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと（※）
 - （※）やむを得ない場合は、周囲を確認し飛沫の飛散に注意すること
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする際はマスク着用）
 - ※指定場所については、換気を十分に行うこと
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

※本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、各競技別のガイドラインなども参照しながら、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
(改訂) 令和2年5月25日
(改訂) 令和2年9月29日
(改訂) 令和3年2月17日
スポーツ庁

1 はじめに

令和2年5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、同年5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、社会体育施設を再開するに当たっての基準や、再開後の感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考に、まとめたものです。

なお、社会体育施設の再開に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、同年5月14日付けで公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、各スポーツ団体が同ガイドラインに従ってスポーツ活動を行うこと、特に中央競技団体が、必要に応じ、同ガイドラインを参考に、特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組むことが求められております。さらに、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、社会体育施設に関係する内容が示されているものがあります。そのため、各社会体育施設の用途に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします。

2 社会体育施設の再開に当たっての基本的考え方について

社会体育施設（以下「施設」という。）の再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該施設が立地する都道府県の方針に従うことが大前提であり、再開の判

断に迷われた際は、施設が所在する都道府県の衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県

- 感染の拡大につながるおそれのある施設については、引き続き、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- その際、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意して対応することが必要です。
- 例えば、屋外の施設を閉鎖している場合、住民の健康的な生活を維持するため、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することが考えられます。
- なお、屋外の施設であっても、それに付属するロッカールームやクラブハウス等の屋内の施設や密な状態となっている観客席等は、感染リスクが比較的高いと考えられ、これらの場所における人と人との接触を避けるための工夫や、懇談会や食事会等を原則控えることなどを含む徹底した感染防止対策を実施することが求められます。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

- これまでにクラスターが発生した主な施設類型として挙げられている「スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設」や「三つの密」(※)が発生しやすい施設については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、都道府県知事からの使用制限の要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
(※) これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- 一方で、これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設については、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを前提として、都道府県知事からの使用制限の要請等の解除や緩和を踏まえ、施設を再開することが考えられます。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 屋外の施設、屋内においても利用者が特定された施設などについては、各都道府県知事の使用制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策(後述「3

社会体育施設の再開時の感染防止策について」参照)を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い施設の再開については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になります。

3 社会体育施設の再開時の感染防止策について

社会体育施設の再開時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、利用者が施設を安全・安心に利用できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、施設管理者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

施設管理者は、以下の内容を踏まえつつ、各施設の特性を勘案して、感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化(※)し、施設内の適切な場所(管理事務所や各施設の入口等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認することにより、施設管理者だけでなく、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、令和2年5月4日開催の専門家会議提言の別添において示された「新しい生活様式」の実践例、同年10月23日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」、並びに「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)内の各別紙において示されたイベント開催時の必要な感染防止策等も参照してください。また、障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮する必要があります。

(※) チェックリスト(施設管理者及び利用者向け)のサンプルを添付しております(別添1、2)。各施設や競技の特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

(1) 施設の予約受付時の対応

施設管理者は、施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。さらに、施設を利用した全国的又は大規模なイベントの開催が見込まれる場合は、事前にイベント主催者に感染リスクへの対応状況を確認し、感染リスクへの対応が整わない場合は、利用許可しないなど、慎重な対応をとることが必要です。

特に、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるよう

なイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等について、施設管理者又はイベント主催者から各都道府県に事前相談をすることが必要です。なお、イベント主催者から都道府県に事前相談をすることとした場合、施設管理者は予約時等においてイベント主催者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する必要があります。

また、「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき収容率及び人数制限の緩和を適用する場合（※）は、同事務連絡の別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙4「感染防止のチェックリスト」に示された取組について、イベント主催者及び施設管理者の双方が本ガイドライン及び関係する業種別ガイドラインにより確実に担保し、かつ、双方において本ガイドライン及び関係する業種別ガイドラインに従った取組を行う旨をホームページでの公表又は施設内への掲示等を行うことが必要です。

（※）収容率については、大声での歓声・声援等がないことを前提としうるイベントについて、必要な感染防止策が担保される場合には、100%以内とする。その場合、次のいずれにも該当する必要がある。

- ①これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ②これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

大声での歓声・声援等が想定されるイベントについては、50%以内とする。

また、人数上限については、収容人数が10,000人を超える場合、収容人数の50%とする。収容人数が10,000人以下の場合、5,000人とする。

なお、特定都道府県においては、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき、イベントの開催制限、施設の使用制限が以下のとおり実施されている。今後も引き続き内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の情報に留意する必要がある。

- ①イベントの開催制限については、人数上限5,000人以下、かつ、屋内にあっては収容率50%以下、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）とすること。また、20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかけること。なお、無観客で開催されるイベントについては営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。
- ②施設の使用制限については、20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）や、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることを働きかけること。

なお、施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をしている際にはマスクを着用すること）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦ 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の利用受付時の留意事項

施設管理者は、利用当日の受付時に利用者が密になることへの防止や、安全に受付を実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）特に、イベントが開催される場合は、入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること（※）。

（※）以下の2点を前提として、払い戻し措置を講じないことも可能。

- ・発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。
- ・当該規定内容の周知がイベント開催までの間に十分に図られる。

- ③ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（※）。

（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、

燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。

・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

- ④ 利用者が距離をおいて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスク（※）を着用させること。
（※）聴覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ⑧ 施設の利用前に、利用者に接触確認アプリ（COCOA）（※）や各地域の通知サービスの活用を促すこと。

（※）COCOAを入れている場合は、電源をonにした上でBluetoothを有効にすること。

（3）利用者への要求事項

1）体調の確認

施設管理者は、利用当日に、利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です。なお、利用者が団体やイベント主催者の場合は、代表者に参加者全員の情報を取りまとめて保管してもらい、代表者の連絡先等のみ提出してもらうことが考えられます。また、その際、体温や利用前2週間の体調等については、入場の際に体温計で確認したり、口頭で確認したりする方法とすることも考えられます。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。
- ② 利用当日の体温
- ③ 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2）マスク等の準備

施設管理者は、利用者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。観客のマスクの着用については、「(4) 施設管理者が準備等すべき事項 5) 観客の管理」を参照してください。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断によるもの(※)とするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう呼び掛けることが必要です。

また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう呼び掛けることが必要です。厚生労働省から「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されておりますので、そちらも参考にしてください。

なお、上記の事情等により、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するように注意を促すことが必要です。

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱拡散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) 施設利用前後の留意事項

利用者である個人や団体は、施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に感染リスクが高まる「5つの場面」には、「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」が含まれているので、施設利用前後での懇親会等の開催は控えることが推奨されます。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用することが求められます。

(4) 施設管理者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

施設管理者は、利用者が施設を利用している間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも

考えられる。(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること)。

- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩スペース

更衣室(シャワー室を含む。以下同様。)や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。また、感染リスクが高い「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされています。

施設管理者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペースについて、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 更衣室・休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。また、休憩スペースでは、対面で食事や会話をしないようにすること。
- ② 更衣室・休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
- ⑤ 入退室の前後での手洗いを促すこと。(手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。)

3) 洗面所

洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

施設管理者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所(トイレ)について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③ 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも考えられる。(利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること)。
- ⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ⑦ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

4) スポーツ用具の管理

施設管理者は、スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備することが求められます。やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒することが求められます。特に、利用者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒することが重要です。

5) 観客の管理

施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。特に、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントにおいて収容率100%以内50%超で開催する場合は、以下の2点を必ず実施する必要があります。なお、収容率50%以内で開催する場合（大声での歓声、声援等が想定されるイベントを含む）も、この2点を実施することが奨励されます。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合はイベント主催者側で配布・販売することにより、マスク着用率100%を担保すること。

さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じることが必要です。イベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことが必要です。

なお、スポーツイベント等の大声での歓声、声援等が想定されるイベントの場合は、マスク着用と発声の抑制の周知及びイベント主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内とする。（異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要ですが、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。）

6) 運動・スポーツを行う施設の環境

① 換気

運動・スポーツを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが必要です。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿する

ことが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO2 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1000ppm 以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。このことを施設管理者が適切に行うとともに、利用者に周知を行うことが必要です。

② 施設の維持管理

施設管理者は、体育館の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりするなど、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底することが必要です。

なお、体育館のフローリング床の日常清掃においては、水拭きは床板の劣化につながるため行うべきではなく、乾拭きが基本となります。ただ、汗等で汚れている箇所がある場合は、固く絞ったモップ・雑巾で拭いた後、きちんと乾燥させるという方法が考えられます。その際、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能ですが、使用後にきちんと拭き取ることが必要です。現時点でワックスが使用されている床の場合、アルコールは、床を白濁させるおそれがあるため、部分的に試してから使用することが考えられます。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要です。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようする必要があります。

③ その他留意点

プールにおいては、水を介した感染リスクは極めて低いと考えられていますが、例えば遊泳プールで密な状態（いわゆる芋洗い状態）で大勢が戯れている場合は、会話や接触による感染リスクが高まりますので、密な状態とならないようにする必要があります。なお、手洗い場所、更衣室、休憩スペース等において留意すべき点は、プールも同様です。

また、会話や接触による感染リスクは、プールに限らず体育館等の施設においてもありますので、同様の取組が必要です。

7) 施設の入口

施設管理者は、施設の入口に手指の消毒設備を設置するとともに、施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリスト（上記「3 社会体育施設の再開時の感染防止策について」の冒頭参照）を掲示することが求められます。

8) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

9) 清掃・消毒

市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃することが求められます。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒することが重要です。なお、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構いませんが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記6)②のとおり適切に清掃・消毒することが求められます。

10) スタッフの管理等

施設管理者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

- ① 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤を自粛すること。
- ② ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
- ③ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること。
- ④ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

(5) 利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

施設管理者は、利用者等に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りすること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をかくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること(会話をする時はマスク着用)。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。なお、施設管理者は飲食の指定場所の広さにゆとりを持たせることが求められるが、ゆとりを持たせることが難しく利用者が密な状態に

なるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。また、指定場所は換気を十分に行うこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

オ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと。

i 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

ii スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。

iii 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

※ 「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」においては、その他、各中央競技団体において、必要に応じ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込むこととしています。また、事業者及び関係団体が作成している業種別ガイドラインの中には、施設に関する内容が示されているものがあります。そのため、必要に応じ、これらのガイドラインについても御留意をお願いします（再掲）。

（6）その他の留意事項

施設管理者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面（上記（3）1））について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、イベント等の開催制限や施設の使用制限等の目安については、「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）、「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」（令和2年8月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）等を参考とし、適切な管理を行うよう御留意をお願いします。

<参考ホームページ>

○スポーツ庁

・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・熱中症事故の防止について（依頼）（令和2年5月28日付けスポーツ庁健康スポーツ課長事務連絡）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00013.html

○内閣官房

- ・新型コロナウイルス感染症対策

<https://corona.go.jp/>

- ・緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について（令和2年5月14日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_kuikihenkou_0514.pdf

- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

- ・7月10日以降における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf

- ・8月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年7月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf

- ・今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和2年8月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

- ・9月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年8月24日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0824.pdf

- ・11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

- ・感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

- ・分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて（令和2年12月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年1月7日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210107_3.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年1月13日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210113.pdf

- ・ 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

○厚生労働省

- ・ 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（令和2年6月19日一部改訂）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

- ・ 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（令和2年6月22日更新）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

（以上）

全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自ら実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所（管理事務所や各施設の入口等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意しながら、利用当日に利用者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- 利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をしている際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の利用受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）
- 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 利用者が距離を置いて（できるだけ2mを目安に（最低1m））並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 施設の利用前に、利用者に接触確認アプリ(COCOA)や、各地域の通知サービスを活用すること
- 利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用者がマスクを準備しているか確認すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

施設管理者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒用薬を用意すること

□更衣室（シャワー室を含む）、休憩スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- 入退室の前後での手洗いを促すこと（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと）

□洗面所（トイレ）

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（利用者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること

□スポーツ用具の管理

- 利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- スポーツ用具の貸出を行う場合は、
 - 貸出を行った利用者を選定できる工夫をすること
 - 貸出前後に消毒すること

□観客の管理

- 施設に観客も入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること
- 選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること
- 全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うこと

□運動・スポーツを行う施設的环境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 体育館の床をこまめに清掃すること
- プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従うこと
- プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないようにすること
- 体育館等の施設においても、密な状態とならないようにすること

□施設の入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒すること

□スタッフの管理等

- 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤を自粛すること
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること
- 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること
- 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

□その他

- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること
（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- 位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- タオルの共用はしないこと
- 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする時はマスク着用）
- 同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- 指定場所は換気を十分に行うこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと
- イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと
 - 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
 - スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
 - 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各施設や競技の特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン

令和2年11月24日
(令和3年5月6日改定)

長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」により、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、実施してきたところである。

しかしながら、県内においても、変異株の陽性者が増加しており、児童生徒にも感染しやすい可能性が指摘されており、改めて本ガイドラインにより基本的な感染症対策を徹底するとともに、県の感染警戒レベルに合わせた感染症対策を実施し、児童生徒への感染リスクを低減させ、教育活動を進めるものとする。

なお、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

1 教育環境の確保について（別紙1参照）

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- ② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前
後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- ④ マスクの着用（健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）
- ⑤ 「三つの密」の回避

・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。
（空調使用時も換気が必要）

・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。

（身体的距離を確保するための工夫例）

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、1メートル以上の身体的距離を保つ。

(2) 気候に応じた留意事項

① 夏期のマスクの着用

・夏期の気温・湿度が高い場合には、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、適宜マスクを外すなど、熱中症への対応を優先する。

② 寒冷時の換気等の工夫

・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。（室温は18℃以上を目安）

・適度な湿度（40%以上を目安）を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。

(3) 通学における配慮

- ① 公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用
- ② 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

- (1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。
- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

3 学びの保障について

- (1) 新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努めるとともに、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- (2) 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、児童生徒の学びを保障するため、各校において作成した「学びの継続計画」等に基づいて対応する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」）とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。
 - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合
 - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
 - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

4 学校行事等の実施について

- (1) 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いを与え、秩序と変化をもたらすものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しながら、感染拡大防止対策を講じた上で可能な限り実施する。
- (2) なお、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

5 部活動について（別紙2参照）

- (1) 部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。
- (2) 感染状況等により、臨時休業になった場合、部活動は行わない。
- (3) 特に、児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。

6 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

- (1) スクールカウンセラー等との連携による児童生徒への支援
担任等が定期的に児童生徒と面談等を行うなどにより状況を把握し、必要に応じて学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施
- (2) 相談窓口の周知
LINE相談「ひとりで悩まないで@長野」（毎週水曜日）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。
- (3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援
 - ・家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施
 - ・スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング等を実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
 - ・児童生徒のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置
 - ・人権教育の推進
 - ・指導資料を活用した啓発

（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」、文部科学省啓発動画など）
- (5) 感染が確認された学校への支援
 - ・学校からの要請に応じ、養護教諭・スクールカウンセラー・指導主事等で構成するサポートチームを派遣
 - ・学級担任等が児童生徒の心の健康状態を把握し差別や偏見を未然に防ぐため、面接等で活用できる「聴き取り票」を配付（令和2年9月14日付け心の支援課長通知参照）

7 特別支援学校における配慮について（別紙3参照）

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等を踏まえた感染予防対策を講じた上で、一人ひとりの状況に配慮して教育活動を進める。

8 県の感染警戒レベルに対応した感染症対策について

(1) 考え方

- ・県の感染警戒レベルが5以下の場合、児童生徒の学びの保障や心身への影響、社会的影響の観点から、地域一斉の臨時休業又は分散登校は、原則実施しないこととする。
- ・県の感染警戒レベルが4以下の地域等においては、本ガイドラインの感染症対策を徹底して感染リスクを低減させる。
- ・県の感染警戒レベルが5の地域については、本ガイドラインの感染症対策に加えて、下記(2)の対策を行う。

なお、この他さらに追加の対策を行う必要がある場合においては、別途通知することとする。

(2) 県の感染警戒レベル5の地域における感染症対策

- ① 各教科等の指導において、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。

(例)

- ・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
- ・体育、保健体育における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

- ② 学校行事等の実施にあたっては、前記4(2)の対応を基本とする。

- ③ 部活動については、以下のとおり行う。

- ・1日の活動時間を短縮する。(2時間程度)
- ・前記①の例で示した活動は行わない。ただし、公式大会(※)出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。
- ・学校が独自に行う練習試合、合宿等を行わない。
- ・部活動終了後に、生徒同士で会食を控えるよう特に指導を徹底する。

(※) 高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する県大会、ブロック大会(北信越大会等)、全国大会

基本的な感染症対策の徹底について

1 保健管理等について

(1) 感染症対策について (児童生徒・教職員)

① 基本的な感染症対策の実施

1) 「感染源を絶つこと」

○ 検温等健康チェック

- ・必ず自宅で検温(朝晩)する。
- ・発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養するように徹底する。
家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼する。家族に発熱等の風邪症状がある場合はその間、登校を控えさせる。
- ・同居の家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控えさせる。
- ・児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。
- ・別紙 健康チェックカードを使用すること。

○ 教員による活動中の健康観察とその対応

- ・登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。(登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。)
- ・登校後に体調が悪くなった児童生徒※については、保護者に連絡して速やかに安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

※ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、(頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気など)

2) 「感染経路を絶つこと」

○ 一人ひとりの基本的な感染症対策の徹底

(手洗い)

- ・石けん等による丁寧な手洗い(10秒のもみ洗いの後15秒流水で流す)(以下「手洗い」とする。)を励行する。(外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食(昼食)の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど)

※手洗いの後にさらにアルコール消毒液を使用する必要はない。

※石けん等による手荒れの心配がある場合は流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(咳エチケット)

- ・マスクの着用(布マスクも有効)

(ウイルスの体内への侵入を防ぐ)

- ・こまめな水分補給を行うなどの工夫(咽頭へのウイルスの付着を洗い流すよう、こまめな水分補給やうがいを行うことも有効)

○ 校内の衛生管理体制を整える

(校舎内の消毒・除菌による清潔な空間の保持)

・通常の清掃活動の中に消毒の効果を取り入れる。新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。また、スクール・サポート・スタッフや地域の協力を得て実施することも考えられる。

a. 教室（共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ゴミ箱など）

b. トイレ、手洗い場（水洗レバー、トイレトーパーホルダー、手洗い場など）

c. 体育館（児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等）

d. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養することに消毒

・蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置するなど、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。
※清掃を児童生徒が行う場合は、特に換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

3) 「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

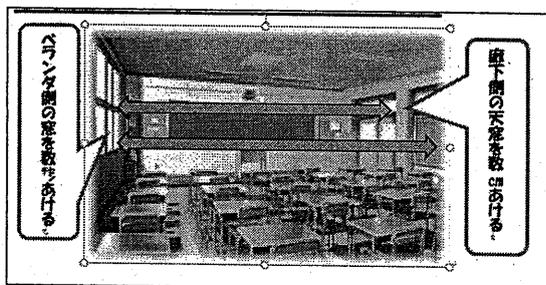
インフルエンザ等の流行に備え、予防接種を勧奨するなど、他の感染症等に罹患しないよう呼びかける。

② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

1) 換気の徹底

- ・原則として窓を常時開放する。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。(空調使用時においても換気は必要)
- ・天候等により常時開放が難しい場合でも30分程度毎に行う。
- ・衣服等による温度調節にも配慮する。



(寒冷時の換気等の工夫)

- ・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。(室温は18℃以上を目安)
- ・適度な湿度(40%以上を目安)を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。
- ・教室の広さや暖房器具並びに教室内の人数等により二酸化炭素濃度が上がる時間が異なることから、学校薬剤師に室温や湿度、空気を清潔に保つための換気の方法について助言をしてもらう。

2) 身体的距離の確保

- ・児童生徒の座席の間隔について、できるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

3) マスクの着用

- ・学校教育活動では、活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用する。
- ・健康被害が発生する可能性が高い場合や、息苦しさを感じた際にはマスクを外すよう配慮する。
- ・マスクを外す際は換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つといった対応を徹底する。
- ・体育の授業で運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。
- ・夏期の気温・湿度が高い場合には、熱中症のリスクが高まるおそれがあることから、適宜マスクを外すなど、熱中症への対応を優先する。

4) 感染リスクが高まる場面に留意

以下のような場面は感染リスクが高まるため、十分注意する。

- ・寮や宿泊学習時の狭い空間での共同生活など閉鎖空間が共有される場面
- ・休み時間等に入った時など、居場所が切り替わる場面（更衣室や部室など）
- ・給食等飲食時、マスクを外している場面

(2) 校内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応

① 児童生徒が感染者となった場合

- ア 保健所からの情報提供を受け、当該学校は、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、濃厚接触者や接触者の特定など保健所の調査に協力する。
- イ 学校は、感染者となった当該児童生徒が治癒するまで出席停止とする。感染者となった児童生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校する。（可能であれば治癒証明書）
- ウ 濃厚接触者となった児童生徒については、保健所が指定する期間を出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。
- エ 接触者となった児童生徒については、保健所の検査の結果が出るまで自宅で健康観察を行い、陰性であれば、健康観察を行いながら登校する。
- オ 学校は、保健所及び学校薬剤師等と連携し、消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により当該感染者が活動した範囲の消毒を行う。
- カ 県教育委員会（設置者）は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえて学校の全部または一部の臨時休業の要否を判断する。
- キ 県教育委員会（設置者）は、次の点を踏まえ、当該学校の再開を判断する。
 - ・保健所の調査により、濃厚接触者となった児童生徒を出席停止の措置
 - ・学校医や学校薬剤師と相談して校内で必要な対応（健康状況把握、消毒等）が適切に実施

② 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者及び接触者となった場合

- ア 保護者から学校に情報提供があった場合、当該学校は県教育委員会（設置者）に情報提供する。
- イ 学校は、当該児童生徒を①のウ及びエと同様に対応する。

- ③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合
 - ①又は②と同様の対応とし、服務上の取扱いは特別休暇とする。
- ④ 学校は、学校欠席者・感染症情報システムの入力を確実にし、県教育委員会（設置者）、学校医等と情報共有する。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談する。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。

イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室内で学習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

(4) 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

① 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

② 県外

県の基本的対処方針及び感染症対応方針により対応する。

2 学校給食（昼食）に関すること

(1) 食事の場面の留意事項

- ・ 食事時はマスクを外すため、咳エチケットを行っていない場合と同じと考えて対応する。
- ・ 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- ・ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。

- ・ 対面での飲食を避け、食事中的の会話は控える。
- ・ 食事後の歓談時には、必ずマスクを着用する。
- ・ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

(2) 学校給食での感染防止

① 配膳時の工夫

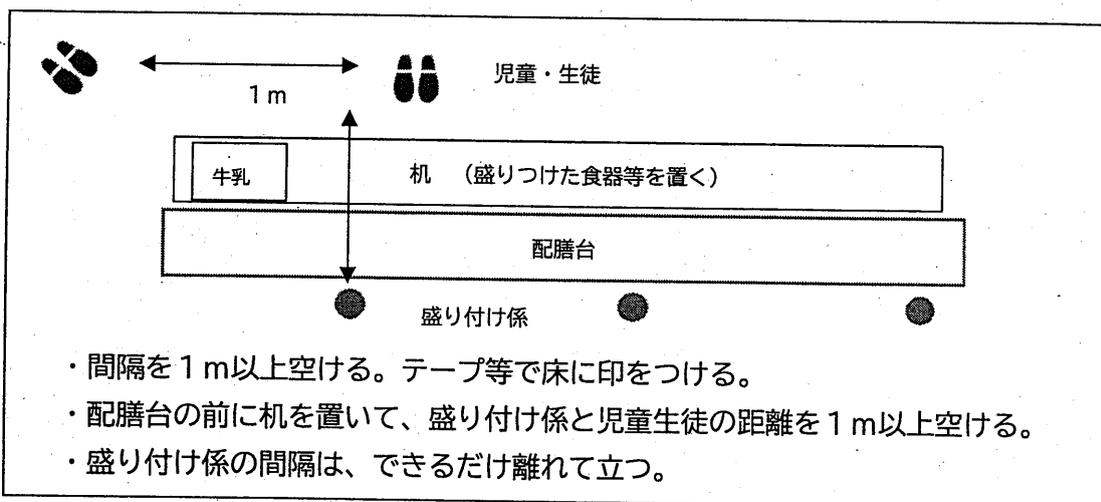
- ・ 健康チェックを行う。(発熱・腹痛・下痢など)
- ・ 清潔なエプロン・マスクを着用する。
- ・ コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。(片付け時も同様に)
- ・ 配膳中の会話を控える。
- ・ 短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。

(例：配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等)

② 配膳方法の工夫 (学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する)

- ・ 児童生徒の並ぶ間隔 (最低1m) を空ける等、密集を避ける。

(配膳のイメージ)



③ 片付け時の工夫

- ・ 配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔 (最低1m) を空ける等、密集を避ける。
- ・ 残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

3 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、次のような状況によりやむを得ず出勤できない場合、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇を取得できる。

- (1) 教職員が感染した場合
- (2) 教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合
- (3) 教職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、教職員が保健所による健康観察 (自宅待機) の対象である場合
- (4) 親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合
- (5) 教職員が検疫法による停留や、感染症法による外出をしないこと等の協力を求められた場合
- (6) 教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合

4 その他

(1) 定期健康診断について

- ・令和3年度の児童生徒の健康診断について、自治体や郡市医師会との調整により早期に実施する。(6月30日までに実施できるよう計画)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種等の対応のため健康診断の実施体制が整わない等やむを得ない事由により6月30日までに実施ができなくなった場合も、内科検診(心臓検診・腎臓検診・結核検診を含む)については可能な限り速やかに実施することとし、内科検診以外の項目についても、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。
- ・宿泊を伴う行事や対外運動競技等の実施に向けて、学校医、学校、県教育委員会において十分共通理解を図り早期に定期健康診断を実施できるよう調整する。
- ・コロナ禍で児童生徒の虐待のリスクがあることを考慮し、健康診断時においても十分配慮する。

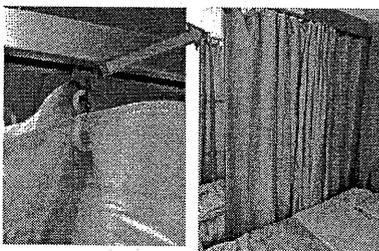
(2) 学校内で体調不良等となった児童生徒への対応

- ・保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。
- ・体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、経過観察をしっかりと行える環境を整える。
- ・帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15分間隔で水分補給を行うなど工夫する。・室内の換気を徹底する。(15分間隔)
- ・保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。



キャスター付きラックに
ビニールシートをつける

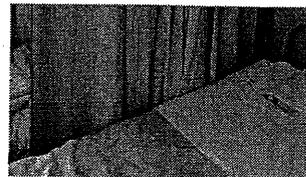
- ・ベッドは、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテン(シャワーカーテンなど)を設置するなど飛沫が隣のベッドまで飛ばないように工夫する。



シャワーカーテンと
カーテンを2重に取
付け、使い分ける

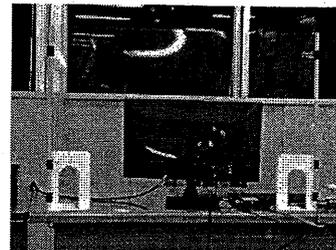


- ・リネンについては、飛沫が付着する首回りなどは取り外しのできるタオルを使用したり、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。



(3) 教職員が感染者になった場合を想定した職員室等のリスクマネジメント

- ・教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなど出勤できない場合に、学びを止めないよう体制を整える。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。
- ・職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、職員室の机と机に間仕切りを設置、または、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど飛沫感染防止を行う。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、オンライン会議システムを活用する等工夫する。



アクリル板をブック
エンドに取付

(月) 新型コロナウイルス感染症についての健康チェックカード

(別紙)

年 組 氏名

朝の体調について、今日の日付の欄に○をしてください。ご家族の検温等、健康状態の確認にもご協力をお願いします。
①～⑧に○がつかない場合は登校し、カードを学校へ提出しましょう。

体調はいいですか？	日							付
	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
① からだがだるい からだがおもい								
② 息苦しさがある (いつもとちがうくしさ)								
③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある								
④ 頭痛がある								
⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある								
⑥ においや味を感じない								
⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる								
⑧ 家族が濃厚接触者(接触者含む)となりPCR等の検査を行う予定がある。								
⑨ 昨夜の体温(家に帰ってから検温する)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者のサイン								

体調はいいですか？	日							付
	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
① からだがだるい からだがおもい								
② 息苦しさがある (いつもとちがうくしさ)								
③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある								
④ 頭痛がある								
⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある								
⑥ においや味を感じない								
⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる								
⑧ 家族が濃厚接触者(接触者含む)となりPCR等の検査を行う予定がある。								
⑨ 昨夜の体温(家に帰ってから検温する)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者のサイン								

部活動について

1 基本的な考え方

- (1) 部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。
- (2) 感染状況等により、臨時休業となった場合、部活動は行わない。

2 感染症対策の徹底

(1) 全般に係ることについて

- ① 部活動の参加については、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とならないように十分に配慮する。
- ② 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ③ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

(2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

- ① 児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。
- ② 各競技や各部門等において特性に応じたガイドラインが中央競技団体、中央文化団体等から示されている場合は、それに従って活動する。

(3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等（ボール、ピブス、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。特に、飲料用ボトルの共用はしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

(4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ① 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ② 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

(5) 各種大会、練習試合、合同練習会、遠征、合宿等の参加について

- ① 相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。
- ② 宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る次の各種のガイドライン等（改正された場合は、改正後による）を参考に、十分に感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
 ～「学校の新しい生活様式」～ (2021年4月26日 Ver.6) 文部科学省

- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版） 2021年1月29日一般社団法人日本旅行業協会
- 新型コロナウイルス感染症対策長野県学習旅行（合宿）サポートガイド（第1版）
2020年8月 一般社団法人長野県観光機構
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）第4版
2020年11月長野県
- 新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）別冊
2020年11月17日長野県

③ 上記①、②のほか、以下に留意すること

- ア 宿泊人数をエントリーメンバーに限るなど、宿泊人数を最小限とすること。
- イ 宿泊日数が最小限となるよう行動計画を作成すること。
- ウ 宿泊先では、不要不急の外出を控えるなど、感染リスクを避ける行動を心掛けること。
- エ 大会主催者等が示す新型コロナウイルス感染防止対策等を遵守すること。
- オ 移動にあたっては、貸し切りバスを利用するなど、不特定多数の人との接触を避けるよう移動手段の工夫をすること。

(6) その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。

特別支援学校における配慮について

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等を踏まえた感染予防対策を講じた上で、以下に留意し、一人ひとりの状況に配慮して教育活動を進める。

1 スクールバスの運行

スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。

- ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ② 乗車前に健康観察を行い、発熱等が認められる者は乗車を見合わせる（自宅での休養とする）
- ③ 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
- ④ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること
- ⑤ 手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑥ 多くの児童生徒が触れるドアノブ等を消毒すること
- ⑦ スクールバスの感染防止対策について保護者に説明すること

2 障がい特性等を踏まえた衛生管理等

特別支援学校に通う児童生徒の障がいの特性を踏まえ、教育活動の際には、以下に留意して衛生管理等を行う。

(1) 視覚障がい

- ① 児童生徒が移動の手掛かりとしている点字表示や手すりなどを毎日消毒すること
- ② 触覚教材や拡大教材等の共用を可能な限り避け、やむを得ず教材を共用する場合は利用の都度消毒や手洗いをを行うこと
- ③ 点字図書の利用の際はマスクを着用し、手で鼻や口を触れないよう指導すること

(2) 聴覚障がい

- 指導の際は口元が見えるフェイスシールドの使用や文字情報の提供など、コミュニケーションに必要な配慮をすること

(3) 知的障がい

- ① 障がいの程度や発達の段階に応じて、基本的な感染症対策を、個々の児童生徒の実態に即した図や絵等を用いてわかりやすく示すこと
- ② 自ら発熱や体調不良等の身体症状を訴えられない児童生徒もいることから、注意深く健康観察を行うこと

(4) 肢体不自由

- スイッチ教材やマット、歩行器等の器具については、使用前に消毒を行うこと

(5) 病弱

- 児童生徒が入院している場合は、病室に持ち込むことができない教材・教具や補助

具等もあるため、病院に相談するなど、教材等の提供について検討すること

3 身体的接触を伴う場面での配慮

(1) 食事・歯磨き・着替え等

- ① 原則として、同時に複数の児童生徒の介助は行わないこと
- ② 児童生徒の口等を拭いたティッシュペーパー等は、ビニール袋に密封して破棄すること

(2) トイレ支援

- トイレは、常時換気扇を回す等により換気を行うこと
- 児童生徒の排泄中の姿勢保持においては、排泄物の飛沫に留意すること

(3) 移動

- 児童生徒同士が手をつないだ後には、手洗い等の指導を行うこと
- なお、(1)～(3)の場面では、手洗いや手指消毒を一人ひとりの支援ごとに行うこと

4 寄宿舎における留意事項

(1) 舎室等

- ① 部屋割りの工夫等により、部屋の密度を下げること
- ② 同じ部屋で複数の生徒が過ごす場合には、マスクを着け、できるだけ2m（最低1m）の間隔をとるよう配慮すること
- ③ 舎室を利用する場合は、以下の点に配慮する
 - ア 就寝時、布団と布団の間に簡易な衝立等を立て飛沫防止に努めること
 - イ 就寝中は天窓等を開け、送風機等により換気に努めること

(2) 洗面・食事・入浴等

- ① 洗面の際は、使わない蛇口を指定しておくなど間隔を十分にとるようにすること
- ② 食事の際は、1m以上の間隔をとり、向かい合わないように座席を配置し、配膳の際は、手指の消毒、マスクの着用等の基本的な感染症対策を実施して行う
- ③ 入浴は、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、衛生管理を徹底すること
- ④ 脱衣所は送風機等で換気を行い、舎生の利用は時間差をつけるなどできるだけ一人ずつとなるよう工夫すること

5 その他

(1) 自立活動

教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、代替できる指導内容を検討するなど見直しを行うとともに、基本的な感染症対策を講じて実施すること

(2) 交流活動

- ① 学級、学年、部単位での学校間や地域との交流については、多人数での交流となるため、相手校と感染症対策について十分に検討を行い、実施の可否も含めて判断すること
- ② 個人で参加する副学籍校交流や居住地校交流については、相手校と連絡を取り合い実施について判断すること

(3) 就労支援

- 現場実習等は、受入企業等と事前に十分連絡を取り合い、企業等の了解を得ることができた場合は、感染リスクを回避するための徹底した対策を講じた上で、実施すること

(4) 教育相談

- 来年度入学や転入を考えている児童生徒等の相談や見学については、全体での説明を行わない等、できる限り密集を避ける等の対策を講じて実施すること

部活動における感染リスクが高い・低い運動の具体例

スポーツ課

○ 部活動の具体例

	感染リスクが高い活動 (近距離で組んだり接触したりする運動)	感染リスクが低い運動
柔道	・相手と組む練習(乱取り(立技・寝技)) ・試合形式の練習	・受け身 ・一人打ち込み(投げ技の練習) 等
剣道	・向き合い発声しての素振り ・相手への打ち込み ・試合形式の練習(大会では面マスク、面シールドの着用の義務化)	・素振り(向き合わず、同じ方向を向く) ・発声をしない素振り
空手道	・相手がいる組手の練習 ・試合形式の練習	・構えなど基本動作の訓練 ・人との距離を取って正拳突き、手刀打ち等の練習 ・形の練習(鏡と向き合う等)
ラグビーフットボール	・スクラムを組む練習 ・相手へのタックル ・試合形式の練習	・距離を取って行うパス ・サンドバックへのタックルの練習
バスケットボール	・マンツーマンディフェンスの練習 ・試合形式(3対3、5対5)の練習	・一人ドリブルの練習 ・距離を取ってのパスやシュート練習
バレーボール	・狭い範囲でのゲーム練習 ・ネット際で大声を発声、仲間とのハイタッチ	・壁に向かってのパスやサーブ練習 ・距離を取ってのレシーブ、スパイク練習
サッカー	・1対1の攻防練習 ・攻守が入り混じった試合形式の練習	・一人ドリブルの練習 ・距離を取ってのパスやシュート練習
共通	・近距離で組み合い体と体が接触する運動 ・近距離で大声を発声する	・準備体操(ストレッチ) ・ランニング ・筋力トレーニング 等

○ 授業で行う運動例

単元	感染リスクが高い運動	感染リスクが低い運動
陸上運動		短距離走、ハードル走、走り幅跳び
体づくり	ペアで行うストレッチ、複数人で行う体ほぐし運動	1人ストレッチ、なわとび、トレーニング
ダンス	フォークダンス	現代的なリズムのダンス
器械体操	マット運動、跳び箱	平均台、鉄棒(こまめな消毒)
球技		ソフトボール、バレー、バトミントン
武道	柔道(試合、組む練習) 剣道(防具の共有による試合、発生)	柔道(受け身等の個人練習) 剣道(防具なし、発生なしでの練習)
水泳	更衣時の密集	密集しないで行う水中での運動

※リスクが高い運動・・・用具の共有、接触がある、密になりやすい
リスクが低い運動・・・上記の条件が回避できる運動

3教高第139号
3教保第61号
3教ス第64号
令和3年(2021年)5月13日

県立中学校・高等学校長 様

高校教育課長
保健厚生課長
スポーツ課長

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、県立学校においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」により、圏域ごとの感染警戒レベルも踏まえ、感染症対策を実施して教育活動を進めているところですが、陽性者判明の件数の増加とともに、休業する学校数も増加しています。また、一部の高等学校においては、集団感染の発生も見られます。

これらの感染事例について、ガイドラインの遵守状況を検証しましたが、感染症防止対策の徹底が必要な事例が見受けられました。

今後、学校内で集団感染を起こさないようにするために、ガイドラインの遵守を徹底するとともに、特に別紙のとおり、感染症拡大防止に努めてください。

高校教育課管理係 (課長)服部靖之 (担当)松原雄一 電話 026-235-7430 (直通) 内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	保健厚生課保健・安全係 (課長)宇都宮純 (担当)下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444 (直通) 内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 (課長)北島隆英 (担当)小林秀樹 電話 026-235-7448 (直通) 内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp
--	--	---

別紙

1 緊急点検の実施について

ガイドラインに基づいた取組が適切に実施されているかどうかを学校長自ら点検し、その結果を踏まえ必要な改善を行うこと。

2 部活動について

- (1) 県内の高校における感染事例から、特に次の感染症対策について徹底する。
 - ・部活動前及び部活動中の健康観察を徹底する。
 - ・部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）については、使用前後に消毒を行う。
 - ・マスクを外して行う活動については、手指から口へのウイルスの侵入を防ぐため、休憩時や練習メニューの切り替わり時等、極力こまめに手洗い、手指消毒等をする。
 - ・体育館の出入り口の扉のドアノブ等、人の接触する機会が多い箇所は、こまめに消毒を行う。
 - ・ピブスや水分補給等の用具（ジャグタンク等）等については共用使用は一切行わない。
 - ・部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とすること。飲食の禁止等を含め再度、利用方法について、使用する生徒と顧問で再確認する。
 - ・飛沫による感染防止の徹底を図るため、運動時以外のマスク等着用を再度徹底する
例 ⇒試合中のタイムアウト時等、マスクの着用ができない場面ではタオル等で口を覆う。
⇒試合中、ベンチ入り選手もゲームに出ていない場合は、マスクを着用する。
⇒練習開始、終了時等で、声を出す場面でのマスクの着用
- (2) 今後、県高校総体の地区予選、県大会等の公式大会が予定されているところであり、万が一感染者が発生した場合は大会参加ができなくなるリスクがあることに留意し、学校長は大会前2週間以降の他校との練習試合については、慎重に判断すること。
仮に練習試合を行う場合にも、自校を含め2校までとするほか、活動時間はお昼をまたがない（午前のみ、午後のみ）設定とすること。
- (3) 家庭内における感染が見られることから、保護者に対しても会食時における「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守するなど感染症対策の徹底の協力を求める。

3 その他、特に留意すること

飲食時（昼食や休憩、部活動前後等）は感染リスクが高いため、以下の点について徹底すること。

- ・教室で飲食する際は、飲食の前後に机上の消毒を行う。
- ・対面での飲食を避け、食事中的会話は控える。
- ・飲食の前後は、必ずマスクを着用する。
- ・飲食物は各自用意する。

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

感染しやすく、重症化しやすい可能性が指摘されている変異株の割合が県内においても増加しており、従来株からの置き換わりが進んでいます。また、若い世代でも感染しやすい可能性が指摘されており、県内でも児童生徒や教職員の陽性者数が増加するとともに、臨時休業を行う学校数も増加しており、一部の学校では、集団感染の発生も見られます。

これらの状況を踏まえて、教職員・児童生徒の皆さんに、改めて新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

1 基本的な感染症対策を徹底してください。

- ・登校時の健康チェックカードの提出の徹底と健康観察の実施
- ・発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えること
- ・こまめな手洗い・マスクの着用の徹底
- ・校舎内の消毒・除菌を行い、清潔な空間を保つこと
- ・換気の徹底（少なくとも30分に1回、可能であれば窓を常時開放）
- ・身体的距離の確保

2 部活動を行う場合は、次の点に特に留意してください。

- ・マスクを外して行う活動については、休憩時や練習メニューの切り替わり時等、極力こまめに手洗い、手指消毒等を行うこと
- ・体育館の出入り口の扉のドアノブ等、人の接触する機会が多い箇所は、こまめに消毒を行うこと
- ・部活動で共用して使用する用具等は、使用前後に消毒を行うこと。ビブス等については共用しないこと
- ・部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とすること
- ・運動時以外のマスク等着用を再度徹底すること
- ・体育館など室内で行う活動について、換気を徹底すること

3 感染リスクの高い飲食の場面では、次の点に留意してください。

- ・教室で飲食する際は、飲食の前後に机上の消毒を行うこと
- ・対面での飲食を避け、食事中の会話は控えること
- ・飲食の前後は、必ずマスクを着用すること

令和3年5月21日

長野県教育委員会教育長 原山 隆一

高校生の皆さんへ

学校で新型コロナウイルス感染症の陽性者が増加しています

最近、高校で集団感染が報告されています。変異株の割合が増加しており、若者への感染力が強くなっている可能性が専門家から指摘されています。

感染は誰にでも起こりうることです。今後皆さんが感染する可能性、周囲の人に感染させる可能性があります。

学校でどのように感染が広がっていくのか

事例1 鼻水やのどの違和感、発熱などの症状があったが、大丈夫だと思い登校した。その後、症状が悪化して検査を受け、陽性が判明した。

事例2 家族が濃厚接触者になり、検査で陰性が確認される前に登校した。その後、自分も陽性が判明した。

事例3 基本的な感染症対策を怠ったため、感染が広がった。

同じクラスの友達：教室内で座席の近い人とマスクを外して会話をした。
部活動の先輩や仲間：部室などの狭い場所で長時間の滞在や飲食、着替えをした。

お昼を一緒に食べた人：飲食前後に、マスクを外して会話をした。

新型コロナウイルス感染症を周りの人に広げないために

高校生の皆さんは、活動範囲が広く、一旦感染した場合には、多くの皆さんに感染させるリスクが高いことを自覚し、「誰かに言われたから」ではなく、皆さん自身が自ら考え、行動し、周りの人や家族を守るためにも、基本的な感染症対策や部活動等での取組を徹底してください。

また、新型コロナウイルス感染症をきっかけとした差別や誹謗中傷がうまれることがあってはなりません。高校生の皆さん一人ひとりが思いやりの心をもって学校生活を送ってください。

主なスポーツ大会・イベントの開催状況一覧

開催予定日	大会・イベント名称	会場	開催判断
2020年4月1日～2日	東京2020オリンピック聖火リレー	長野県	2021年に延期
2020年8月13日～25日	東京2020パラリンピック聖火リレー（聖火フェスティバル）	長野県	2021年に延期
2020年7月24日～8月9日（オリンピック） 8月25日～9月6日（パラリンピック）	東京2020オリンピック・パラリンピック	東京都 他	2021年に延期
2020年7月21日～8月25日	令和2年度全国高等学校総合体育大会（夏季大会）	北関東4県 他17府県	中止（都道府県・地区単位による代替大会を開催）
2020年8月10日～24日	第102回全国高等学校野球選手権大会	兵庫県（阪神甲子園球場）	中止（都道府県・地区単位による代替大会を開催）
2020年8月17日～25日	令和2年度全国中学校体育大会（夏季大会）	東海地方4県	中止（都道府県・地区単位による代替大会を開催）
2020年10月3日～13日（国民体育大会） 10月24日～26日（全国障害者スポーツ大会）	第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会	鹿児島県	2023年に延期
2021年1月21日～25日（スケート・アイスホッケー） 2月7日～10日（スキー）	令和2年度全国高等学校総合体育大会 （スケート・アイスホッケー・スキー競技）	長野県	無観客開催
2021年1月27日～31日（スケート・アイスホッケー） 2月18日～21日（スキー）	第76回国民体育大会 （スケート・アイスホッケー・スキー競技）	愛知県、岐阜県、秋田県	スケート・アイスホッケーは無観客で開催 スキーは中止
2021年1月30日～2月2日（スケート）2月2日～5日（スキー）2月4日～7日（アイスホッケー）	令和2年度全国中学校体育大会 （スキー・スケート・アイスホッケー競技）	長野県、青森県、	中止
2021年4月2日～3日	東京2020オリンピック聖火リレー	長野県	公道の一部及び長野市のセレブレーションを無観客として開催
2021年8月12日～16日	東京2020パラリンピック聖火リレー（聖火フェスティバル）	長野県	一部市町村で採火の無観客、聖火ピジットの中止等を行い開催
2021年7月23日～8月8日（オリンピック） 8月24日～9月5日（パラリンピック）	東京2020オリンピック・パラリンピック	東京都 他	宮城県、静岡県で開催される種目等を除き無観客開催
2021年7月24日～8月24日	令和3年度全国高等学校総合体育大会（夏季大会） ※本県開催種目：少林寺、柔道、テニス、水泳	北信越5県 他1県	無観客開催
2021年8月9日～29日	第103回全国高等学校野球選手権大会	兵庫県（阪神甲子園球場）	代表校の生徒や保護者らは、2千人をめどに入場可能とする観客制限を設けて開催
2021年8月17日～26日	令和3年度全国中学校体育大会（夏季大会）	関東1都6県	サッカーは制限付き有観客で開催 その他の競技は無観客
2021年9月25日～10月5日（国民体育大会） 10月23日～25日（全国障害者スポーツ大会）	第76回国民体育大会・第21回全国障害者スポーツ大会	三重県	中止（延期の場合は、2027年に開催）

